

The Creed of Junior Chamber International

We Believe:

That faith in God gives meaning
and purpose to human life;
That the brotherhood of man
transcends the sovereignty of nations;
That economic justice can best be won
by free men through free enterprise;
That government should be of laws
rather than of men;
That earth's great treasure lies in
human personality; and
That service to humanity is the best
work of life.

JCI Mission

To provide development opportunities
that empower young people to create positive Change

JCI Vision

To be the leading global network of
young active citizens

JC宣言

日本の青年会議所は
混沌という未知の可能性を切り拓き
個人の自立性と社会の公共性が
生き生きと協和する確かな時代を築くために
率先して行動することを宣言する

綱 領

われわれ J A Y C E E は
社会的・国家的・国際的な責任を自覚し
志を同じうする者、相集い、力を合わせ
青年としての英知と勇気と情熱をもって
明るい豊かな社会を築き上げよう

日本の青年会議所は

創始の時代とは大きく異なり、多くのNPOやNGOが設立された今、JC及びJaycee一人一人が、我々はいったいどのなにもなのなのか、まさにその主体としてのアイデンティティを明確に示すことが求められているのである。日本の全てのLOMが共通に使える「我々」(We are)それが、日本の青年会議所である。

混沌という未知の可能性を切り拓き

「混沌」とは「混迷」とは異なり、マイナスの状況を示すものではなく、それ自体は正負どちらにも展開しうる、エネルギーが充満したニュートラルな状態を表すものである。現実としては、いつの時代、どこの社会にも混沌はあり、それを切り拓き、新たな秩序を作り出すことが出来るのが、我々青年である。とりわけ今の日本社会にこそ、その混沌をどのように切り拓いてゆくかが問題の本質であり、青年会議所の真価が問われているのである。

豊かさや平和への思考が無条件に信じられた時代を経て至った現在の「混沌」というべき状況を、先行き不安という悲観的な捉え方ではなく、青年の特権として、「未知の可能性」として前向きに捉え、それに向かっていくのこそ、21世紀変革の能動者の姿であらう。

個人の自立性と社会の公共性が

ボランティアであると同時に経済人であることが、我々JCの存在基盤である。そこには常に、個人と社会人、それぞれのあり方の兼ね合いをどうするかという問題が存在する。個人としての自立が必要であることは言うまでもないが、それだけではなく、公共にいかに関与するかを考へ行動することが必要なのである。

「自立」にもさまざまな考え方があり「公共」にもいろいろな立場がある。それらの多様性をまさに「自立性」、「公共性」として、青年会議所は幅広く包含しつつ、両者のより強くより高いバランスを求めなければならない。

生き生きと協和する確かな時代を築くために

個人の自立性は度が過ぎれば、社会の必要を認めなくなり、社会の公共性のみを重んじれば、個人はもはやそのための歯車に過ぎなくなる。

「生き生きと協和する」とは、そのような極端な偏りが生じないように、それぞれの意義を認め、それぞれを活かすことを意味する。

そのバランスを取ることによって、「混沌」から「確かな時代」を築くことになるのである。

率先して行動することを

これまで述べてきた目的を達成するために、青年会議所がすべきことは、それを観念や理想として提示するだけではなく、「率先して行動すること」、つまり様々な地域において、地域のリーダーとして具体的に行動することである。

自ら進んでの行動こそが我々の使命であり、その存在意義なのである。

宣言する

「宣言」は、それ自身がJCの外部に對しても守らなければならない、守るための努力をしなければならぬ約束の表明である。JC宣言が「宣言」という言葉のみに終わらないようにするためには、その成果、評価ばかりを求めていくのではなく、それを踏まえた実践を積み重ねなければならない。それでこそ、「宣言」としての本当の意味を持つのである。

2010年代運動指針

己を律し、行動するJAYCEE「自立」と「共助」が調和し、「生き抜く力」と「生かされていることへの感謝」が漲る社会へ

今を生きる君へ

私たちの国日本は、とても素敵な国になりました。

「まち」は活気にあふれ、「ひと」は元気に満ちています。

日本には資源がない…そんなことはありません。

この国には「ひと」という素晴らしい資源があったのです。

自らには厳しく、相手にはやさしさが溢れる、そんな「ひと」です。

「ひと」が生み出す様々な可能性が、今日という日を明るく照らしています。

国民一人ひとりが幸せについて考え、話し合い、行動を起こしています。

自分一人で生きているのではなく、社会に生かされているのだと感じています。

君たちが汗を流し、行動したからこそ素敵な今があるのです。

だから、自分を信じ挑み続けてください。

2020年の私より

【はじめに】

青年会議所は全国各地の個性や特性を活かしつつ、志を共有しベクトルを同じにして、今後も運動を展開していくことにより「明るい豊かな社会」を実現します。そのためにも国民の自立性や自助努力を大切にしつつ、国民同士が相互に助け合って生活できる基盤を確立することが重要です。そこで新たな時代のキーワードを「自立」と「共助」とし、定款に示す「全国的規模の運動を展開して、日本国民の利益の増進を図るとともに、国際青年会議所と協調して世界の繁栄と平和に寄与する」ために、青年らしく明るい夢を描き、論ずることのみに終わるのではなく、力強い「行動」を起こすための指針をここに掲げます。

I. 「自立」と「共助」の調和

「自立」と「共助」。これは私たちが2010年代の青年会議所運動を通じて「明るい豊かな社会」を創造しようとする際の、問題解決の鍵であると捉えます。「自立」とは、国家における主権者として積極的に民主主義のプロセスに参画し、経済活動や環境の整備等を通じて社会的役割を果たす、即ち公共の担い手であることです。そして「共助」とは、様々なコミュニケーションを通じて互いが存在を認め合い、刺激し合い、競い合い、励まし合い、助け合い、共にたくましく「生き抜く」ことです。

「自立」を前提としながらも「共助」の精神を大切にしていって、その様な考え方が社会全体に広がれば、必ずや「真の民主主義国家」実現への効果的なアプローチとなります。

II. 「生き抜く力」と「生かされていることへの感謝」が漲る社会の実現へ

不断の自己研鑽を通じ、能動的に社会参画をするとともに、新たな価値観を創出しながら社会に貢献していくことが何より重要です。その上で地域のあらゆる資源を有機的に結びつけ、全てのものに「生かされていることへの感謝」をし、地域に根差した公益活動を続けましょう。そしてこれらの活動を全国で昇華することで、より高い公益の創出をします。さらには、これら諸活動の展開に際し、常に世界を意識したグローバルな視野を持ち、世界の人々とのコミュニケーションを通じて相互理解を図ることにより、恒久的な世界平和に近づくことができます。またこれまでのボランティアとは、体力と時間を提供することによる社会貢献でありましたが、今後私たちが取り組むべきは「プロボノ」の活用です。「プロボノ」とは、自ら兼ね備えたスキルを活用する手法であり、新たな時代の社会貢献活動、公益的価値観です。「自立」と「共助」が調和した理想社会を実現するために、青年会議所は地域やそれぞれの課題解決のために「プロボノ」の推進を図ると共に、市民が自ら「プロボノ」の精神を抱く社会を確立します。

個々人の努力が報われるとともに、お互いを支え合いながら、公共心といきいきとした活力とが溢れる社会、「生き抜く力」と「生かされていることへの感謝」が漲る社会こそ、青年会議所が創造すべき「明るい豊かな社会」です。

※「プロボノ」

「良い公共のために」、「公共の利益のための無料奉仕」を意味し、社会人が仕事を通じて培った専門的知識やスキル・経験やノウハウなどを活かして社会貢献すること

III. 日本をつくる3つのかたちと政策ビジョン

(1)ひとのかたち

社会の中で一人ひとりにできることは溢れています。国民が意欲的に社会参画することが可能な社会を創造するために国民の意識を刺激し、これまで運動の軸として取り組んできた人間力の向上を引き続き重要課題とします。「自らを律し、そして他がためへ」という精神、その様な純粋な正義感が溢れるひとつづくり運動を展開します。

1. 日本人としての「誇り」を未来へ伝承
2. たくましく生き抜く力の醸成
3. 人間力溢れる人格の形成
4. 地域のリーダーとアクティブ・シチズン（行動する市民）の育成

(2)まちのかたち

地域の信頼や規範から成り立つ人間関係のつながりと、あらゆる地域資源の有機的な結びつきを基軸にして新たに生まれた多面的ネットワーク、そして地域に根差した持続的な社会貢献によって「まち」の活性化を進めます。地域力再生の鍵は地域全体を見渡せる目線にあり、地域経済の担い手である中小企業の再興が地域の自立には欠かせません。地域経済を強化し、市民が主体的に地域に関わり自立した

「まち」が、地域間や市民相互で日常的に助け合うことができる成熟した社会を目指します。

1. 多面的ネットワークの構築による地域コミュニティの再生
 2. 利他の精神に基づく地域企業の育成と地域経済の振興
 3. 地域力再生の鍵となる「地域全体最適化」を目指すまちづくり
- (2)くにかたち

国家としての自立へ向けた運動を今後も積極果敢に行うとともに、アジアを牽引する日本、そして世界平和に貢献する日本を見据え、あらゆる喫緊の課題を「自分の問題」と捉えます。その上で日本のあるべき姿や国際貢献を学び、世界情勢を踏まえ国際的に通用する人材を育成するとともに、国際社会の発展に積極的に寄与します。

1. 国民の意識を刺激し、世論喚起を促す運動の発信
2. 一人ひとりの主体的な貢献による自立した国家の創造
3. 世界の人々と相互理解を図り、国家の発展に寄与
4. グローバルな視野を持って、国際貢献を行い国際発展に寄与

【むすびに】己を律し、行動するJAYCEE

青年会議所が目的を同じくして発信する運動は、瞬間に全国へ伝播する可能性を有しています。混沌という未知の可能性を切り拓き、各地域の独自性を高めつつスケールメリットを活かした運動を力強く展開して、国民の意識を、そして時代を変革しましょう。私たち青年が、誇りに満ち、希望溢れる未来を大胆に描き、その実現へ向けに常に行動しなければなりません。

激動の時代の中、全人類の光明たる私たち青年が己を律することで自らを磨き、純粋な正義感と揺るぎない信念を携えて青年会議所運動を展開することが、常に時代に頼られる存在としてあり続けることなのです。青年の英知と勇気を結集させた運動を実践に移すこと、情熱溢れる行動を力強く展開することこそが我々の責務なのです。

新日本の再建を夢に描き起ちあがった先達の、創始の気概を胸に。

目次

JCIクールド・JCIミッション・JCIビジョン・JC宣言・綱領・2010年代運動指針

基調編

公益社団法人日本青年会議所	2014年度会頭所信……………	10
	日本青年会議所2014年度基本理念・基本方針……………	23
	日本青年会議所2014年度事業計画……………	24
近畿地区協議会	近畿地区協議会2014年度基本方針……………	25
京都ブロック協議会	京都ブロック協議会2014年度基本方針……………	27
	京都ブロック協議会2014年度 スローガン・基本計画・事業計画……………	28
	委員会活動計画……………	29
	副会長運営方針……………	31
	公益財政委員会活動方針……………	35
	総務情報委員会活動方針……………	36
	国際交流推進委員会活動方針……………	37
	ブロック大会運営委員会活動方針……………	38
	会員拡大委員会活動方針……………	39
	たくましい京都創造委員会活動方針……………	40
	正味財産増減書……………	42

運営編

会員定数……………	48
組織図……………	49
役員及び委員会構成……………	50
2014年度各会議出席義務者……………	51
委員会構成……………	52
公式スケジュール……………	54
推移……………	56
12LOM事務局所在地……………	58
京都ブロック協議会災害マニュアル2014……………	59

規程編

会則……………	68
運営規程……………	72
ブロック会長候補者選出に関する規程……………	73
災害時における救援相互運営規程……………	77
褒賞規程……………	79
目的預金運用規程……………	80
災害時における救援相互運営規程及び災害協定……………	81

基 調 編

鈴木 和也

「厭離穢土 欣求浄土」

混沌とした現代社会を真に明るい豊かな社会へと導くのは私たち青年の責務である。私たちは今、この国の悠久の歴史の中で光り輝く未来を信じて、学び、そして行動する責任世代であることを自覚しなければならぬ。青年たちよ、須らく奮起せよ。そして、取り戻すのだ、日本の矜持を。

はじめに

1560年、今川義元が桶狭間の戦いで織田信長に討たれた時、今川軍の尖兵の隊長であった徳川家康は、命からがら故郷（岡崎市）の大樹寺に逃げこんだ。家康は己のふがいなさを悔やむと共に、総崩れとなった今川勢の前途を悲観し、もはや自分の命はこれまですと考え、大樹寺にある先祖の墓前で自害しようとする。その時、時の住職、登善上人に諭された言葉が「厭離穢土 欣求浄土」である。「お前は若い時から戦場に向かっているけれど、その心はただ敵を倒すだけにあるのか。功をたて、城を落とす、国を奪って、それでお前は何がしたい。乱世においては、武士が私利私欲のために戦っているので国士が穢れている。正しい目的をもって住みよい浄土にするのがお前の役割だ。」と説かれ、「志が小さい、もっと大きな志をもて。」と強く諭された。自身の為すべき役割に気づいた19歳の家康は、その後、この8文字を旗印に平和な国土の建設に邁進し、265年に及ぶ天下泰平の世を築き上げた。

人は、人生において幾度も挫折するものである。しかしながら、目指すべき夢が明確ならば、必ず乗り越えることができる。そして、幾度も困難を乗り越えた強靱な精神と情熱をもった人は、自信と誇りに満ちた活力ある人生を手にすることができ、周囲を希望の光で照らし出すことができる存在となる。家康は、様々な挫折を乗り越え苦しみと糧とし、夢や目標に向かって突き進んだことで、念願の天下泰平の世を築き上げることができたのだ。

「人生において最も大切なのは経験である。」

これまでの青年会議所の活動、運動を通し、どんな困難が立ちかはだかろうとも不可能を可能にしてきた場面を何度も体感してきた私自身だから、そう断言できる。志を高くもち行動した者だけが得られる、かけがえのない経験がある。だからこそ行動するのだ。特に青年期における経験は、その先の人生を大きく変えてくれる。また、人生において「成功」は約束されていないが「成長」だけは約束されている。それだけに時代の変革者たらんとする私たち J A Y C E E には、失敗を恐れない積極果敢なチャレンジ精神と行動力が、今求められている。それにより、人間の魅力をもった強いリーダーシップを得ることができるのだ。そして、世の中の喜びはすべて「人」によって成り立っている。この不透明感が漂う現代社会にあっても行動的で意気あふれ

る人財が育ち、活力に満ちあふれた地域をつくり上げていくことが、必ずや「たくましい国」日本を創造していくのだ。だから、私たち J A Y C E E から光り輝く未来に向けて奮起するのだ。

この国を牽引する責任と使命

J A Y C E E の多くは、中小零細企業で経営に関わるメンバーである。私の出身地は地方都市であり、決して大きくはない経済圏において生業を立てている。私は、自分の会社においてはプレーヤーであり、そしてマネージャーでもある。その両方の役割を担いながら社業を営んでいるのである。2008年のリーマンショック以降、多くの中小零細企業が倒産した。会社が倒産して行き場を失うのは、経営者や経営幹部などのマネージャーたち、そして、従業員つまりプレーヤーたちも同じだ。だから彼らは自社の経営状態に関心をもち、社業の発展を心から願っている。そして、会社の繁栄の中に自らの幸せがあることを知っているのだ。

私たちと国や地域の関係も同じである。国や地域と私たちの生活は直結している。万が一、国が凋落すれば危険にさらされるのは私たち国民である。また、地域が衰退すれば、次世代の子どもたちに故郷をつなぐことができなかもかもしれない。国や地域をより良くしようと牽引するのは、決して政治に携わる人たちだけではない。だから、これからも私は心眼と矜持をもって国や地域に常に関わっていきたい。そして、それは決して難しいことではなく言い換えれば、人々が属する家族や会社といった身近な社会と接点をもち、大切に想うことから始まっているのである。家族を守り、友を助け、地域を愛し、国を想う。この国の一員である私が能動的に変わることから、水面を走る波紋のように社会が変わっていくのだ。だから先ず、私自身が責任と使命を感じ私の大切な人たちにとってかけがえのない存在になろう。そこにいなくてはならない存在になろう。そんな私の小さな変化から世界を変えられると信じている。そして、世界、国、地域、家族などに属している者として、自分の立ち位置を確認し何をすべきかを青年会議所で学び、そして行動しよう。誰よりも明るい未来を望み、日本を牽引するのは責任世代である私たち青年でなければならないのである。

「たくましい国」日本のかたち

今、どれだけの日本人が一国民であることに誇りを抱き、目の前にいる家族が住み暮らす地域、この日本の未来に希望をもっているのだろうか。日本というこの国を大切に感じ、その拠りどころとなる豊かな文化や先達が築き上げてこられた価値観、歩んでこられた誇れる歴史があるにもかかわらず、私自身にもこの国の未来に対する言い知れぬ不安が脳裏をよぎる。戦後の日本は国家として迷走し、本来あるべき日本とはあまりにもかけ離れた姿を形成してきたのではないだろうか。そして、その原因は、戦後のGHQ（連合国軍総司令部）の統治政策に見ることができる。GHQの占領政策の目的は日本国家の解体であり、日本を日本たらしめてきた、あらゆる価値観が否定され、日本人から矜持を奪う結果につながった。こうした状況の中で作られたのが現行の日本国憲法である。憲法の出自については、私たちが近現代史の検証や憲法問題の取り組みで明らかにしてきたが、押しつけられた憲法と批判するだけでは意味

がない。これまで国家とは統治（権力）機構としての側面だけにとらわれがちである歴史、伝統、文化を共有する歴史的な共同体と捉えるべきではないだろうか。

幕府使節随行人として清国へ渡った幕末の藩士たちは、欧米列強に国益を搾取され、国土を蹂躪されている清国を目の当たりにし愕然とした。そして、内乱が治まり、政情が一時的に保たれていることだけで安堵する清国の人たちを見て強い危機感をもったといふ。その危機感とは、直接国益が損なわれることに対してのものではなく、自分たちの力で自分たちの国を護ろうという意識がなくなってしまうことに対してのものであった。

国家を歴史的な共同体と見れば、今を生きる私たちの世代だけでなく、この国を創り今日の礎を築いてこられた先達の世代、そして、これから生まれてくるすべての日本人によって構成されているのが日本国家である。この過去から現在、そして未来へのつながりを強く意識し、私たちは先達の声に耳を傾け、未来への可能性を切り拓いていかなければならない。それが過去と未来のつながりに立つ私たちの責任なのだ。憲法は国のかたちの根幹であり、これまでの歴史、伝統、文化、そして受け継がれてきた精神性に立脚したものでなければならぬ。これまでの護憲、改憲といった二項対立の議論から脱却し、今こそ、私たちは未来に希望を託すことのできる国家像を、憲法論議を通じて描いてみたい。そして、青年らしく変えるべきは変え、守るべき理念は守ることを正々堂々と主張すると共に、全国各地でさらなる憲法論議が深まる運動を展開したい。そして、わが国の憲法が国民の手により築かれることを信じている。

海洋国家・日本の姿

自分たちの住む日本が四方を海に囲まれ、海から多くの恩恵を受けている海洋国であることを、私たちは認識しなければならない。日本は国土面積こそ38万平方キロメートルと小さいものの、日本の領土・領海とE.E.Z（排他的経済水域）を合わせた面積は447万平方キロメートルにも達し、世界第6位の広さを誇る。この数字をみれば、わが国が海洋大国であることが理解できる。そして、近年の調査では、南海トラフ、北海道周辺海域に、6兆立方メートルのメタンハイドレートが存在すると言われており、エネルギーの大半を海外からの輸入に頼っているわが国にとって、潜在的な可能性が期待されることである。しかし、東シナ海では日中間のE.E.Zが重なっており、日中間線の4キロほど西側に位置する白樺ガス田の開発に、急速な経済成長によりエネルギー問題を抱えた中国が着手している。日本政府は鉾床が日中間線を越えていると抗議するものの、開発は今なお続いており、絶対的にわが国の国益は損なわれているのである。1968年、国連アジア極東経済委員会（E.C.A.F.E）が東シナ海海底調査を実施した結果、尖閣諸島近海に埋蔵量豊富な油田がある可能性が高いことを発表した。その数年後に台湾、中国が突如として尖閣諸島の領有権を主張し始めたのだ。東シナ海ガス田開発問題もこうした歴史的文脈にあることを、しっかりと理解しなければならない。歴史的にみても尖閣諸島は、わが国固有の領土であることに疑う余地はないが、果たしてどれだけの国民がこのことに意識をもっているだろうか。領土・領海問題は、わが国の主権に関わる問題であり、私たちの無関心が国益を損ねていることを自覚しなければならない。私たち日本人は、北方領土、竹島を含め、この国の領土・領海を正しく理解し、そこにある大切な天然資源を

未来に向けて守りゆく意識を高める運動に取り組んでいきたい。

国家を構成する主権者としての義務

2013年7月21日に実施された参議院議員選挙では、憲法改正、原子力政策、経済政策などが主要な争点とされ、結果は、政権与党（自民党・公明党）側の圧勝により衆参の「ねじれ」が解消されることとなった。この選挙では公職選挙法改正により選挙運動におけるインターネットの活用が解禁され、若年層の政治参画に対する一定のプラス効果は認められたものの、投票率自体は52.61%と振るわず、ネット解禁が投票率向上に必ずしも高い有効性をもつとは評価がたい結果となった。世界に目を転ずれば、21世紀になってもなお、民主化を求め、自国の進むべき方向性を決める「一票」を獲得するために、様々な国の民主化運動に絡む流血の惨事が起こっている。こうした国々の多大な努力と犠牲を横目に、わが国の「民主主義」を巡る情勢をみると、いささか恥ずかしい気持ちに苛まれる面があるのも事実であろう。誠に幸いなことに、私たち日本人は生まれながらにして「主権者」であり基本的人権も保障されているのは誇らしいことだが、果たしてどれだけの人が国益やこの国の未来を真剣に考え、各政党が掲げる政策や候補者の人物を吟味して投票しているだろうか。また、選ばれる政党や候補者側はどうだろうか。経済面では世界的に認められた地位を築いてきた日本であるが、政治面では、選挙における一票の格差が立法府の怠慢により未だに放置され、「地盤・看板・鞆」即ち、血統や知名度、資金を重視するいわゆる「三バン選挙」が未だに残り、選挙運動においては政策ではなく候補者名だけを街宣カーで連呼し、選良たちの集う国会や議会では野次の応酬が散見され、余り自慢できない現実が横たわっている。私たちはこうした現状を今一度しっかりと踏まえて、公正中立、不偏不党の公益社団法人として、日本の民主主義をさらに高度なものとするために、継続的に行動しなければならぬと考える。有権者が選挙において果たすべき役割を自覚すると共に、政策本位による政治選択を行える環境の拡充に取り組み、国民の誰もが、地域を想い、国を想い、未来を描きながら政治参画できる社会にしていきたい。

具体的にはまず、従来から政策本位による政治選択を実現するために取り組んできた公開討論会をさらに進化させたいと考える。これまで、先達の10年以上に及ぶ運動展開によって、「青年会議所による公開討論会」は全国的に定着しつつあり、討論内容も年々進化し、手法においても候補者相互のクロストークにより深味のある議論が実現している例もある。本年は大規模国政選挙が予定されていないこともあり、身近な地方自治レベルにおいて、こうしたクロストーク型を原則としつつ、規模、内容のさらなる充実と、事前周知の徹底を図るなどして「実際に討論会に足を運ぶ有権者数」を劇的に増加させ、「地域住民が自らの共同体のあり方を真剣に考える」取り組みを図ってきたい。

また、P.D.C.Aサイクルにおいてチェック機能にあたるマニフェスト検証は、当選した政治家とその政策を評価するものとして、なかなか浸透していないのが現状であると考えられる。しかし、政策の実現は、政治を行う者だけの責任ではなく、有権者にも責任があり、政策について深く学ぶことで、有権者としての民度とリテラシーを向上させる機会として定着させるべきである。私たち有権者が選択した政策の進捗状況を

確認し、次回の政治選択に対しての判断基準にするためにも、マニフェスト検証に取り組んでいかなければならない。

そして、2011年に運用を開始した「e-みらせん」は、若年層の政治参画を向上させること、候補者の考えをより多くの国民に周知すること、そして有権者の声を政治へ届けることなどを目的としている。少しずつ定着しつつあり、先の選挙でも多くの有権者、候補者が活用したと感じているが、まだまだ十分に機能しているとは言い難いことも事実だ。有権者がいつでも、何処でも候補者の政策を確認でき、政治家の人柄や政策をデータベースとして蓄積できる「e-みらせん」を、今後も国民に必要とされ、実用性あるものに進化させ、政策本位による政治選択を実現させたい。

真の経済復興

2012年12月26日に発足した第二次安倍内閣において安倍首相は、(1)大胆な金融政策、(2)機動的な財政政策、(3)民間投資を喚起する成長戦略、の「三本の矢」からなる「アベノミクス」を提示した。安倍内閣は最優先政策を経済再生と位置づけ、デフレ脱却に向け、金融・財政政策については既に「矢」が放たれ、アメリカのオバマ大統領をはじめ各国の政府関係者、有識者からも支持され内外の注目を集めたが、肝腎な成長戦略については未だ有効な具体策が提示、実行されておらず先行きには不透明感が漂う。この間、GDPの2倍超という世界最悪水準の公的債務を有するわが国は、国際社会からは、消費税率引き上げや社会保障見直しによる現実的な財政健全化が求められているのが実情である。そもそもわが国のような自由主義経済体制の下では、経済成長はひとえに民間セクターの努力により実現するものなので、まずは民間セクターに位置する私たち青年経済人が努力しなければ何も始まらない。

また、わが国は少子化に伴う生産年齢人口の減少傾向が続いており、こうした状況下で経済成長を実現するには、生産性の飛躍的な向上が必須となっている。一人ひとりが、この生産性向上の面からどのような経済再生への貢献ができるのかを真剣に考えることが、オール日本で経済復興に向け力強く前進させる上でのカギになる。このような状況の中で、私たち青年経済人は、日本経済および地域経済を支える中小零細企業としてどのように行動すべきなのだろうか。

今こそ、青年会議所の活動、運動を通じてマクロ、ミクロ両面における経済情勢に対する見識を高めると共に、TPP交渉の本格化や新興諸国の動向などのグローバルな環境変化を踏まえつつ、これをグローバル市場における1プレーヤーとしての戦略的かつ具体的な行動に繋げることに、わが国の経済成長の担い手となるべく努力していこうではないか。私たちが青年経済人として、持続可能な経済活動を通じ、商品・サービス提供による社会貢献を行うことはもとより、雇用創出、納税、地球環境への貢献といった社会的責任をしっかりと果たし続けることが明るい豊かな社会を実現する上で何よりも重要であるという「当たり前だが難しいこと」を今一度、問題意識として共有しつつ、共に前に進めていきたい。

また、これから経済交流が進展するであろうロシア企業との関係構築の足がかりを日ロ友好の会と連携を図りながら進めていくと共に、現役JCメンバーであり、国会議員でもあるメンバーで構成されたJC議連とも連携し、オール日本で経済復興に向け力強く前進させたい。グローバル化する時代の中で、日本が生き残り、存在感を

示し、世界を牽引していく「たくましい国」日本を創造するためには、私たちが青年経済人としての責任を果たし、真の経済復興が必要不可欠なのだ。

この国を牽引するグローバルリーダーの育成

失われた20年と言われるように、かつて日本が誇った技術力や経済力は、台頭する新興国との国際競争の中で相対的に力が低下しているように感じる。また、政治、経済、社会のシステムも行き詰まりを見せている。しかしながら、それ以上に憂慮すべきは、日本を支えてきた大切な価値観や他を慮る心といった日本の伝統的な精神性に国民の大半が価値を見出せなくなっている状況である。私たちが未来を切り拓くために選択すべき道は、先達が大切にしてきた世界に誇るべき日本の伝統や文化に立脚したものでなければならない。今一度、社会を覆う閉塞感を打破するために、日本の矜持を取り戻すべく過去に学び、現状を取り巻く幾多の問題を解決するための知識を得て、行動すべきときである。そのために自国を誇れる歴史観と確かな国家観を兼ね備え、柔軟な発想力と行動力で国民を牽引し、未来を切り拓き、グローバル化する社会の中で活躍するリーダーをわが国の貴重な人財として全国各地に育てていきたい。東日本大震災が発災し、社会システムが大きく変わろうとしている今、新しい「震災後」時代の礎を築き、この国を牽引する力強いリーダーの誕生を切望している。

新しい「震災後」時代の礎を築く

東日本大震災が発災した2011年、全国から多くのJAYCEEが被災地支援に駆け付けた。私たちがこの迅速な行動には、各方面から多くの評価をいただいたが、同時にいくつかの反省点も残した。OBを含めると20万人を超えるJAYCEEのネットワークを有しながらも、必ずしも有機的に機能しなかった。青年会議所という組織の中で有事に対処する体制が確立されていれば、今以上にJAYCEEのネットワークを活かした支援活動ができたと感じている。

震災から3年が経つ。何らかのかたちで被災地支援に携わってきたJAYCEEには、卒業された方ももちろんいるが、今もなお各地会員会議所の中心で活動をしているメンバーも少なくないはずだ。人々と関わって得られる「ありがとう」という感謝のコミュニケーションによって、人も救われ、また自分も、自身の存在を再発見できて嬉しいと思う。そういった共助の領域で、純粋な行動から得られるのもJCではとても大切だ。そう思っているメンバーが全国にはたくさんいる。

『人間というのは、もともとその性は善である。』

しかし、その善が表に現れないのは、容れ物である環境が劣悪であるからである。』

上杉鷹山

私たちは、震災での反省を踏まえ、共助の領域で多くの人たちが確実に実働できる防災ネットワークの拡充と強化を進めるべきである。そして、災害時に備える防災の備蓄パッケージであるJC-AIDの普及に力を注いでいきたい。この2つのシステムを構築することで、社会に期待され、信頼される組織へと進化していくことは間違

いない。これは青年たちが創立から62年の長きに亘り、地域社会に貢献しうる運動を積み重ねてきた」Cだからこそできるものである。私は共助の領域で自己実現を叶える人々を応援したいと心から強く思う。

被災地での復旧、復興はまだ進んでいない。「時計の針」は少しずつ進んでいるように見えるが、時を刻む針の音は、まだまだ力強さを感じない。被災地の方々は今見える未来から目をそらす、恐れずに次の一步を踏み出している。私たちと共に歩いていくことで、夢や希望を叶えるべく、次の自分に成長できるのだ。今はまだ帰りたくても帰れない場所があり、小さくて弱い陽の光の中であり、見慣れない景色へと変わるかもしれない。しかし、必ず復興の先にある陽の光を浴びる場所は、優しい光であふれていると信じている。

だからこそ10年後、20年後に活かされる」C運動を見据え、真の復興がなされるその日まで、被災地に心を寄せる支援体制を整えていきたい。人と人、LOMとLOMがつながる支援を進め、被災地、そして日本の復興という「未来の地図」をしっかり描いていこう。

日本人としての「道しるべ」

ここである意識調査結果を紹介したい。高校生に『自分の国に誇りをもっているか』の問いに「もっていない」と答えたのは48.3%だった。さらに『あなたの身の回りに「あのようにになりたい」と思う大人がいるか』の問いに「いない」と答えたのは、小学6年生が19.8%、中学2年生が28.4%、高校2年生が30.5%であった。学年が上がるにつれて、自分の手本としたい大人がいなくなっていることが如実に顕れているのではないか。身近に手本となる大人がいけない状況の中で自国に誇りをもてる子どもを育てるといって自体無理があるように思う。子どもは社会を映し出す鏡であり、まずは私たちが襟を正し、次世代に伝えていくべき日本人としての精神的支柱を取り戻すことから始めなくてはならない。取り戻すべき精神的支柱、それは「日本固有の美德」を基盤とした道徳心だ。

明治初期の欧化主義に走った一時期を除き、わが国では「日本固有の美德」を基盤とした道徳教育が修身科を中心に学校教育の中で行われていたが、大東亜戦争終結後のGHQの統治政策によって消滅してしまった。未だ学校で十分な道徳教育が行われない最大の原因はここにあり、子どもたちの規範意識の低下が問題だと見受けられる反社会的な事件や事故は後を絶たない。見習うべき手本となる大人が不在で自分の未来を描けない若者が「自分さえよければそれでいい」「今さえ楽しければそれでいい」といった利己主義に陥るのはむしろ当然かもしれない。子どもたちの生き方が利己的になれば、社会の秩序は低下し、結果として活力までもが低下してしまうのだ。伝えていくべき道徳心は、子どもたちが学校生活や社会に出てから生きていくために、必要な規範であり、心の指標となる。そして、国家や地域への帰属意識を醸成させる自尊心や公共心、他を慮る心は、これから子どもたちが、グローバル化が加速する時代を生き抜くために重要な価値観なのである。子をもつ親として、地域社会を構成する責任世代としての義務を果たし、日本が世界に誇る「日本固有の美德」を子どもたちに伝えていこう。日本人に根付いてきた価値観である道徳心の醸成を、地域社会で育む運動として、地域の子どもたちは、地域で育てていくことを大人が自覚し、地域社

会全体で次世代を担う子どもたちを守っていこう。「たくましい国」日本の創造には、多くの学びから培った自信と誇りからなる強さと、過去から引き継がれた日本人の道徳心からなる美しい精神性を兼ね備えた人財の育成が必要なのだ。

意気あふれる人財の増強

国や地域、さらには次世代のために活動する仲間が増えることは、この組織にとって大きな発展、強みにつながる。そして何より、各地域に同じ志をもったメンバーが少しでも増えることが、必ずや地域の発展やこれから生まれてくる子どもたちに明るい豊かな社会を残していけるものと考えている。全国の会員増強の最前線には、トップリーダーである理事長と会員増強担当者の背中がある。そして、地域への想いを伝える多くのメンバーがいる。本年も、ブロック会長には各地のニーズを集約し、卓越したリーダーシップを発揮していただき、組織力を活かして彼らを力強く応援して欲しい。

現在、全国のメンバーの平均在籍年数は4年5カ月である。青年会議所という学び舎において4年、5年で卒業してしまうメンバーが増えてきているのが現状であり、20代、30代という貴重な青年期に多くの経験や機会を逃している同世代の方々がいるのは非常に残念なことである。特に私は、この学び舎で多くを経験してきたからこそ、そう感じるのである。本年は、より多くの若さあふれるメンバーを迎えるために、若い世代をターゲットにした会員の増員を推進していきたい。

また、組織や地域、国家を主体的に牽引し、輝かしい未来に向けて弛まなく行動する意気あふれる人財を多く育成しなくてはならない。これまで、日本JC及びJCIが積み上げてきた各種プログラムを活用して、私たちが思い描く理想の社会を実現するために公共の担い手として自己研鑽に励む人財をより多く育てていきたい。常により良い変化を生み出すために学び、行動し続けることのできるリーダーたちが、互いのつながりの中で切磋琢磨し、輝かしい未来に向かって牽引しうる意気あふれる人財の強化が必要である。

活気に満ちあふれた地域による持続可能な社会の実現

現在、わが国においては急速に少子化が進行し、人口の減少と高齢化が同時進行している地域が数多く見受けられ、その現象は特に地方圏において切実な問題となっている。地域を自立的に活性化する取り組みが真に問われ始めている。地域における産業や生活空間としてのまちは、静的に存在するものではなく、環境変化のもとで地域毎に変化を見せ、また同じ地域内でも時代と共に変わっていく。逆に、環境変化に対応できなければ産業もまちなも空洞化する恐れがある。グローバル化などの国内外における環境変化は地域間及び都市間競争をも生じさせ、その結果として「都市」の空洞化が生じることは否めない事実である。グローバル化の進展など地域を取り巻く環境変化のもとで、地域経済の自立的発展に重要なのは、やはりその地域を構成する「人」ではないか。活気に満ちあふれた地域を創造するには、人が集うことから始めなくてはならない。地域の過疎化や高齢化は、日本全体の活力を低下させる問題であり、全国696の会員会議所が喫緊の課題として取り組まなければならない。地域のことを思い、愛する能動的な人々が多く集う地域は必ず活性化する。そんな人々が関わり

集う仕組みづくりを継続していかなくてはならない。

これまで、地域に潜在する歴史的文化、人物、食材などをはじめとする資源を発掘し、多くの人々が関わり「地域のたから」へと昇華させてきた。その過程で多くの地域住民が関わり、企業参画を含めたコミュニティ活性化を促し、人と人、企業と地域をつなげた社会関係資本を生みだしてきた。次に注力すべきは、全国へ、世界へ向けて発信することではないか。そして、同時に地域の起爆剤になりうる「地域のたから」であるのかを見直す機会も必要だ。真に社会関係資本というつながりが構築された「地域のたから」であり、地域の人々が魅力を感じているのか。資源の発掘、人、企業、地域の関わりなど、「地域のたから」へと昇華していく過程をチェックすべき時期にきたと考える。今一度、プロセスイノベーションを起こし、そこに集う人々が魅力を感じ、未来に対して希望をもてる「地域のたから」を生み出していこう。

エネルギーの地域資本化による持続可能な社会

これまで環境問題やエネルギー問題について議論を重ねてきた。京都議定書の発効や化石燃料の価格高騰、そして、福島第一原発事故によって、再生可能エネルギー、水、廃棄物、森林などの環境アセットへの注目が集まっている。特に、ソーラーや風力などの再生可能エネルギーの普及などは、地域性が極めて高い。私は、環境やエネルギーの問題を、地域と結びつけた議論にシフトチェンジしていきたいと考えている。持続可能な社会を実現するためには、地域資源のローカリゼーションが欠かせない。エネルギーをはじめとする地域資源を循環させることが、地域のコストを下げる。地域資源には、自然や生物などの自然資源、歴史的な建造物などの歴史的資源、それらを人の知恵や技術で活かした人的資源、地域の人たちの協働や信頼によるネットワーク、文化や暮らしなどの社会資源、貨幣や循環の仕組みをつくる経済資源、エネルギーを供給するインフラやパブリックスペースなどの物理資源などがある。こうした地域の資源が、そこに暮らす人々の生活と密接に関わり、経済的に循環することで、地域のマーケットフロントにつながり、マーケットの拡大や地域コストを下げる流れが生み出されるのではないだろうか。エネルギーや環境への取り組みを通して地域を活性化する方法を新たに模索し、活気に満ちあふれた地域の実現に向け、エネルギーの地域資本を次世代に残したい。

「J」C版新・日本風景論

2013年6月22日、日本の自然信仰や独特の芸術文化の象徴として、富士山と三保の松原が世界文化遺産に登録された。多くのメディアが取り上げ、多くの国民が歓喜している姿は記憶に新しい。まさに「日本のたから」から、「世界のたから」へ昇華した瞬間であった。今では、富士山への登山者や三保の松原の景観を楽しむ人々がさらに増えているようだ。これにより多くの人々が関わり、自然との共生を生み出し、日本人、そして世界中の人々の心に深く植付くきっかけになったことは間違いない。私たちは、このように少しでも多くの「地域のたから」や「日本のたから」を国内はもとより、世界中へ、さらに次世代に発信し伝えていくべきだと考える。

日本が近代化を進める中で、当時の先達者がエポックとして取り上げていたものに「

日本風景論」というものがある。これは、志賀重昂氏が明治初期クラーク博士のもと日本の近代を切り拓いた内村鑑三、新渡戸稲造らが学んだ札幌農学校（現北海道大学農学部）の第五期生として自然を愛し、人を愛し、自らを厳しく律する道を学んでいく中で、1894年（明治27年）に古典文学からの豊富な引用と、地理学術語を駆使し、日本の風土がいかに欧米に比べて優れているかを情熱的な文章で綴ったものである。この発刊は、日本人の景観意識を一変させた書物であった。各地域に存在する「地域のたから」を地域に住まうすべての人々が認識し、各方面へ広く知らしめるために、「J」C版新・日本風景論を編集したいと考えている。これには、「地域のたから」だけではなく、これまでの日本の歴史、特に近現代史を検証し、過去から未来へと続く日本人として大切にしなければならない伝統や文化、美しい精神性などを「日本のたから」として盛り込み、私たち責任世代の青年が次世代に残すべきもの、すべてをこれに集約していきたい。

地域を牽引する地域プロデューサーの育成

地域の活性化に向けて、これまでも多くの対策が実施されてきた。しかし、それらがすべて実を結んでいるかといえば、残念ながら特定の地域であったり、一定量、一過性においてであり、より精査され、細分化された対策を考えていく必要性を感じている。地域の疲弊は地理的条件や人口減少、大手民間企業の撤退や海外製品の流入による産業競争力の低下など、その度合いや性質が異なり、打開策も様々にあるべきだと考える。しかし、行政が行う政策だけではそれが画一化されやすく、課題別解決といった視点からは非効率な状態と言わざるを得ない。これからの地域活性化において重要視すべきは、その土地における課題と原因を分析し、地域ごとの特性を活かしながら、自ら解決に向けて行動する人財の育成ではないか。広い視野と深い見識、卓越した想像力と豊かな人間性を身に付け、常に社会への問題意識と確固たる使命感をもち、積極的、主体的に行動できる地域のプロデューサー、つまり地域の核となる人財の育成が必要である。本年も、特色あるそれぞれの地域特性を踏まえつつ、地域独自の育成手法によって、意気あふれる地域プロデューサーが全国各地に誕生し、活気に満ちあふれた地域へ導いてくれることを強く願っている。

恒久的世界平和の実現に向けて

世界に目を向けてみると、紛争や貧困、環境問題など多くの問題が山積しているのが事実である。私は、これらの問題を解決できる力を握っているのは日本人ではないのかと考えている。東日本大震災が発災し、災害に遭いながらも日本人としての礼節を重んじ、他を慮る心を示した人々を、誇らしく思ったのは私だけではなかっただろう。また、その姿に対して世界各国から賛辞の声が贈られたことは記憶に新しいところだ。あの時「世界が目目していた」のは、日本人の美しい精神性であった。日本が今日のすさまじいグローバリゼーションの荒波の中で、これまで通り生き残っていくためには、今、改めて日本の自画像を日本人一人ひとりが再認識し、日本らしさを追求すべきではないか。「J」C Iにおける国家青年会議所としての立ち位置をしっかりと自覚し、リーディングNOMとしての責任を果たすべくメンバー一人ひとりが、「

和を以て貴しとなす」の精神で「JCI」との連携の中で民間外交を行っていくと共に、「世界に誇る日本文化」を国際交流の中で発信していただきたいと考えている。

また、世界にある8つの課題解決を目的として、各国が取り組んできた国連ミレニアム開発目標（UN MDGs）は、2015年に目標達成の期限を迎える。JCIと国連とのパートナーシップにおいて、特に注力しているマラリア撲滅に向けた運動であるJCI NOTHING BUT NETSキャンペーンを本年も力強く推進しなければならない。これまで以上に多くの方々へ普及させる仕組みを考え、確実に実行していくと共に、これからを担う子どもたちに国際社会が抱える多くの課題に対して取り組む姿勢を養い、グローバルな視点で行動できる担い手を育てていきたい。

近隣諸国との未来志向な関係

今や世界中が相互に関連し依存し合っていることから、世界の平和と繁栄なしにわが国の平和と繁栄はありえない。これまで日本青年会議所も民間外交の一翼を担ってきたが、その目的は様々な国の人々との友好、相互理解を推進することにより世界の平和と繁栄に貢献することに他ならない。今後も人と人との心通う交流を積み重ね、信頼関係を築くことで互いを理解し合う気持ちを育てていき、国際社会の中でポジティブに影響を与え続ける国でありたいと願う。長年に亘りこれまで継続してきた、個人レベル、地域レベルのより深く好意的な民間交流は、アジアの安寧に貢献しうるものであると確信している。アジア諸国との青年らしく爽やかな国際交流を本年も引き続き行っていきたい。

また、アジアの安寧に欠かせない中国との関係構築には、井戸を掘り、交流を継続されてきた先達に感謝しながら、引き続き未来志向な関係構築に向け協働していきたい。現在、中国との間には領土・領海問題や歴史認識問題などの課題を抱え、友好的な関係が構築されていないのが実情であり、2009年に策定された「日中中期ビジョン5ヵ年計画」に基づいて進められるべき友好的な交流が進んでいないのが現状である。カウンターパートである中華全国青年聯合会と、今後も未来志向な関係が築けるよう日中友好の会と連携を図っていくと共に、「日中中期ビジョン5ヵ年計画」に代わる新たなビジョンを描く1年にしていきたい。日本と中国の未来志向な関係構築がアジアの安寧につながると確信している。

そして、加速度的に外交が進むロシアにおいての関係も注力していきたい。3年前、私はロシアを訪れた時、衝撃を受けた。アメリカとの冷戦時代やあまり交流が無かったロシアの印象は、私にとってすべてが「冷たい」というイメージだった。しかし、ロシアの学生との交流や、ロシアを訪れてみるとそのイメージとは全く違っていた。緑があふれ自然豊かで、建物や街の景観もとても美しく色鮮やかで、一人で街角に立っていると「何か困っているのかい。」と親切に声をかけてくれる人ばかりで、とても「温かい」印象を受けたのを記憶している。国と国との政府間交渉では、国策として北方領土返還に向け少しずつ動き出そうとしている。そんな中で、私たちが長年に亘り民間外交を担ってきた役割を今一度、大きく昇華させる絶好の機会ではないかと考える。北方領土返還に向けた運動の一環として未来志向な関係を構築すべく、これまで進めてきた日本とロシアの学生による交流を引き続き進めていくと共に、北方領土返還後のビジョンを描いていきたい。とても温かみを感じるロシアの国民とどのよ

うな関係を構築していくべきか、共生していくべきかを民間レベルで考えていかなければならない役割を担っているのは、私たち責任世代の青年である。

日本のファンを世界中に

2013年のJCI ASPAC光州大会のハンドオーバーにて、ASPAC大会旗が日本に渡された時、胸が高鳴る想いだった。そう、2014年は、JCI ASPACが山形の地で開催される。アジア各国のメンバーを迎え入れるにあたり、開催地である山形青年会議所を最大限支援していかねばならない。ホスト側である日本のメンバーには、この機会をチャンスとして捉え、参加するすべてのメンバーがより多くのものを享受できるよう、大会や企画、設営などに主体的に関わっていただきたい。また、これまで世界各国のNOMのリーダーを育ててきた国際アカデミーにも多くの日本のメンバーに新たな刺激や価値観を創出する機会として参加いただくと共に、世界各国のリーダーたちと強固なネットワークづくりに努めていただきたいと強く願っている。そして、この二つの機会で日本のファンをアジア各国はもとより、世界各国に増やすことができれば、どんなに素晴らしいことだろう。参加するすべての海外メンバーにはもちろんのこと、その参加したメンバーが自国に戻ってから、それぞれの国民に日本の素晴らしさを伝えてもらえるよう大会、事業を構築していきたい。さらに、より多くのメンバーに参画いただき、アジアへ、そして、世界へポジティブに影響を与えていきたい。青年らしい爽やかな交流を各国のメンバーと共に、2015年に開催されるであろうJCI世界会議金沢大会への物語を描いていきたい。

また、2020年に開催が決定した東京オリンピック・パラリンピックにより、私たちに日本の輝かしい未来に向けての希望が生まれた。6年後の希望に向け、すべての国民が一つになって歩み続けていってほしいと願っている。戦後日本が高度経済成長を成し遂げる中で一つの希望としてきたように、新しい「震災後」時代を乗り越え、「たくましい国」日本を創造していく上で一つの希望にすると共に、世界に向け日本の「たくましさ」を発信していきたい。

強固なネットワークを活かしてLOMと共鳴する運動

現在、メンバー数の減少、さらなる会員の成長が喫緊の課題となっている。まさに組織力が低下してきたと言えるのではないだろうか。この現象が経済情勢の悪化だけでは割り切れないことは、多くのメンバーが知っているはずである。青年会議所という組織自体の魅力を実感できないメンバーの増加や、地域の人々のニーズの多様化に起因しているのだと考える。まさに青年会議所の存在意義が問われていると理解できる。青年会議所は、40歳までという限りある時間を共有し、夢を語って互いに切磋琢磨し、刺激し合いながら、人間としての魅力を高めていく団体である。つまり、私たちは人々の意識を変えていくJCIという運動体を通して日々学び、考え、行動しているのだ。

日本JCB会・各協議会への出向を通して、自己の成長と地域や国や世界の発展のために、多くのメンバーが多種多様な価値観で物事を多面的な視点で捉えることのできる人材へと成長する機会につなげていただきたい。大きなフィールドであなたの力

公益社団法人 日本青年会議所

2014年度 基本資料

基本計画

(基本理念・基本方針)

基本理念

志高く未来へ

意気あふれる人財による

「たくましい国」日本の創造

基本方針

1. 未来を切り拓く国民意識の確立
2. 意気あふれる人財の育成
3. 活気に満ちあふれた地域の創造
4. 日本の精神性による民間外交の推進
5. 人と共に進化する強い組織の創造

を存分に発揮していただきたいと強く願っている。意気あふれる人財を育成するために、日本ＪＣ本会・各協議会は、出向するメンバー一人ひとりが必ず成長する機会となるよう組織を運営していきたい。役職を担うものは、次なる人財を育てることを忘れず、全国各地の次代を担うリーダーを発掘し、育てて欲しい。

そして何より、すべての活動、運営は各地会会員会議所やメンバーのためにあることを忘れないで欲しい。青年の運動は、間違いなく各地会会員会議所が原動力であり、日本ＪＣは、全国の地域が抱える課題に対して、協働して取り組むべき課題を抽出して応援していきたい。また、これまで日本ＪＣは、本会と各協議会が一体となって各地会会員会議所の応援団としての役割を果たしてきたが、これまでの組織運営や事業の構築を見直すべく、日本ＪＣ本会・各協議会が担うべき役割を今一度検証し、活気に満ちあふれた地域の実現に向けて運動する各地会会員会議所を力強く応援し続ける組織へと進化させていきたい。

さらに、全国696会会員会議所の強固なネットワークを活かした運動をこれまで以上に力強く推し進めたい。35,000人に及ぶ青年経済人の声を背景に、組織力を活かし、社会にインパクトを与える本気の市民意識変革運動を展開していくために、LOMと共鳴する一年にしたいと心から願う。

結びに

「人は城、人は石垣、人は堀。」

すべてのものごとの始まりは私たち人からなのだ。私たち自身の成長こそが、社会を変革する原動力となり、次世代に誇れるものを残していけるのだと考える。しかし、一人ひとりの成長が様々な方向に拡散し、組織の進化につながらないということが起きてはならない。組織全体が進化するためには、一人ひとりが一つの方向に向かって成長していくことが必要になる。まずは、メンバー一人ひとりが同じベクトルに向かって学び、経験の中から成長するという姿勢ですべてに向き合うことが重要なのだ。学ぶ姿勢が、国や地域、さらには次世代のために何かを考え、最高の価値を創り出すことにつながると信じている。意気あふれる人財への成長と、強い組織への進化を起こしていこうではないか。

「すべての出会いは偶然ではなく必然的なものであり、必ず意味がある。だから、この一瞬を大切にしたい。二度とないこの一瞬を大切にしたいと願う。」

この言葉を胸に、多くの出会いの中で、私はどれだけ成長できたことだろう。青年会議所という学び舎において、一つひとつ積み重ねるそのすべては、自分を成長へと導いてくれていることを確信している。

共に学び、考え、決意し、行動しよう。

美しき日本の輝かしい未来に向けて、羽ばたこうではないか。

意気あふれ、活気に満ちあふれた「たくましい国」日本を次世代に引き継ぐために。

公益社団法人 日本青年会議所
2014年度 基本資料
事業計画

[1] 日本青年会議所が主催し、各地会員会議所またはJCIと共に連携して行う運動・事業

1. JCI NOTHING BUT NETSキャンペーンの推進
2. 選挙におけるマニフェスト型公開討論会の推進
3. 道徳心を育む運動の推進

[2] 日本青年会議所が主催し、各地会員会議所またはJCIや各国青年会議所に対して、参加や参画など協力を依頼して行う事業

1. 京都会議 【1月】
2. 通常総会・復興創造フォーラム（福島） 【3月】
3. サマーコンファレンス 【7月】
4. 全国大会（松山） 【10月】
5. 国際アカデミー
6. 人間力大賞
7. 褒賞
8. 各種視察団・使節団の派遣
9. 国際協力

[3] JCIが主催し、日本青年会議所が連携して行う運動・事業

1. JCI ASPAC（日本/山形） 【6月】
2. JCI グローバルパートナーシップサミット 【7月】
3. JCI 世界会議（ドイツ/ライプチヒ） 【11月】
4. JCI アワードへの申請 【6月・11月】
5. JCI NOTHING BUT NETSキャンペーンの推進 【通年】

[4] 日本青年会議所が会頭所信に基づき、設置する会議・委員会が行う運動・事業

公益社団法人 日本青年会議所 近畿地区協議会
2014年度 基本方針

人と地域が共鳴する近畿の実現

近畿地区担当常任理事 西村 忠浩

日本有数の歴史遺産を守り、伝統・文化を大切にしながら民主導で独特の経済圏を繁栄させてきた近畿は、道徳心の低下や社会に無関心な人の増加、急激なグローバル化などの環境変化が進行し、地域から活力が失われています。私たちが活気に満ちあふれた地域を自立的に発展させるには、多くの経験から広い視野や深い見識を学び、卓越した想像力と豊かな人間性をもって、国際社会で活躍できる人と地域が共鳴する近畿の実現が必要です。

まずは、地域から日本の未来を切り拓くために、本会の事業・運動を会員会議所へ推進します。そして、経済資源を循環させ再び地域に活力を取り戻すために、日本の矜持に立脚した技術力をもち、グローバル市場で経済成長の担い手となる人財を育成します。さらに、自己の成長による地域の発展のために、国際社会の多種多様な価値観で多面的な視点をもち、アジア諸国と未来志向な関係の始点となるGTSを実施します。また、地域を愛して活動する人々と想いを共有するために、意気あふれる人財を発掘し、活動の成果を称賛する近畿地区版人間力大賞を実施します。そして、子どもたちに道徳心を育むために、地域社会全体で子どもを育てる運動を推進します。さらに、持続可能な社会を構築するために、より地域に根差した環境とエネルギーの議論を展開し、そこに住み暮らす人々の行動を喚起します。また、被災地域の復興のために、今必要とされる復興支援活動を実施します。そして、多くの人が集い地域の輝かしい未来を描くために、白浜田辺のもつ地域の魅力を最大限に活かし、開催地から近畿全てに活気が満ちあふれる地区大会を開催します。

経験することで得られる学びを通して成長した意気あふれる私たちが、グローバル市場を主体的に牽引するリーダーとして、地域経済を自立的に発展させ、活気に満ちあふれた地域の再生から、人と地域が共鳴する近畿を実現し、「たくましい国」日本を創造します。

事業計画

1. 道徳心を育む運動「徳育」事業の実施
2. 人間力大賞の実施
3. GTS 事業の実施
4. 災害支援活動の実施及び地域連携による支援体制の確立
5. 近畿地区大会の開催
6. 第 63 回全国会員大会松山大会への協力並びに支援
7. 本会の運動・事業の推進

公益社団法人 日本青年会議所 近畿地区 京都ブロック協議会
2014年度 基本方針

人と地域が共鳴する京都の実現

京都ブロック協議会 会長 張本 昌義

千年以上に亘り都であった京都は、歴史と伝統を継承し、世界に誇れるまちとして発展してきましたが、地域経済の低迷により主権者の当事者意識の希薄化や限界集落による文化継承が厳しくなり地域力の低下が懸念されています。今こそ、責任世代の私たちが、社会への問題意識と国際社会に寄与する使命感をもち、地域を愛する人々と共に文化が薫る活気に満ちあふれた地域を再生させ、人と地域が共鳴する京都を実現する必要があります。

まずは、地域から日本の未来を切り拓くために、本会の事業・運動を会員会議所へ推進します。そして、政策本位による政治選択を浸透させるために、マニフェスト型公開討論会の実施や「e-みらせん」を運用します。さらに、輝かしい地域の未来に寄与するために、本会と連携した会員拡大ツールを活用し、会員会議所の会員増強を支援します。また、意気あふれる人財を育成するために、未来に向け弛まなく行動できるリーダーを育成するブロックアカデミー事業を実施します。そして、国際社会で民間外交の一翼を担うために、アジアの人々と相互理解を推進する国際交流推進事業を実施します。さらに、京都の経済を牽引する人財を育てるために、市民と共に地域経済の創意力を啓発するフォーラムを実施します。また、文化が薫る地域の未来を描くために、地域資源を活かした市民参加による京都ブロック大会を開催します。そして、市民によってこの国のあるべき姿を描くために、憲法論議が深まる啓発事業を実施します。さらに、有事の際に備えるために、諸団体と連携し、広域災害に対し実働できる防災ネットワークの拡充と強化に取り組みます。

地域社会を取り巻くグローバル化する環境の変化を課題化し、解決に向けて行動する意気あふれる私たちが、地域経済を自立的に発展させ、文化が薫る活気に満ちあふれた地域の再生から、人と地域が共鳴する京都が実現され、「たくましい国」日本を創造します。

スローガン

人と地域が共鳴する京都の実現

事業計画

1. 本会の事業・運動の推進
2. 選挙におけるマニフェスト型公開討論会の実施と「e-みらせん」の運用
3. 会員拡大の推進・支援
4. ブロックアカデミー事業の実施
5. 国際交流推進事業の実施
6. 京都の経済を牽引する人財を育てるフォーラムの実施
7. 京都ブロック大会の実施
8. 【プロ連】国民参加型による憲法に関する事業への参加推進及び発信
9. 【プロ連】多くの人が実働できる防災ネットワークの拡充・強化
10. 【プロ連】本会与連携した会員拡大の実施
11. 【プロ連】UN MDGs 認知向上プログラムの推進・実施

全委員会

1. 第42回京都ブロック大会への参加と協力
2. 京都ブロック協議会各種事業への参加促進
3. 近畿地区大会白浜田辺大会への協力並びに支援
4. 第63回全国大会松山大会への協力並びに支援
5. JCI・日本青年会議所・近畿地区協議会事業への参加促進と協力推進

会員拡大委員会

たくましい京都創造委員会

1. ブロックアカデミーの実施
2. 政策本位の政治選択が浸透する事業の開催及び支援
3. 会員拡大の推進

ブロック大会運営委員会

1. 第42回京都ブロック大会の実施（綾部大会）
2. 輝ける地域の再生につながる事業の開催

国際交流推進委員会

1. 未来を切り拓く世界で通用するリーダーを育成する国際事業の実施

総務情報委員会

1. 第42回京都ブロック大会での褒賞授賞式の実施
2. 京都府行政との対談の実施
3. 会員会議所会議の設営及び運営及び議事録作成
4. ホームページの充実及び管理、広報業務
5. 本次年度合同会議並びに委員会報告会への協力

公益財政委員会

1. 上程議案財務審査・コンプライアンス公益審査
2. ブロック会計の管理
3. 会費・預り金の徴収

4. 支出金の適正な処理
5. 新公益法人会計に基づいた管理
6. 各種財政管理に関する対応
7. 法人格移行に伴うＬＯＭへの支援
8. 国民参加型による憲法に関する事業の開催
9. 広域災害に対しても機能するＪＣ災害ネットワークの構築

副会長運営方針

副会長 山口 誠誉

私たちの暮らす京都は、素晴らしい自然に囲まれ、先人によって歴史や伝統、文化が千年以上に亘り受け継がれてきました。しかし、京都府内各地域において少子高齢化が進行し地域を維持することが困難となるほど地域力の低下が懸念されています。地域を自立的に活性化する取り組みが真に問われる昨今、ＬＯＭの垣根を越えた多くの同志と共に、私たちが、人と地域が共鳴する活気に満ちあふれた京都を創造していかねばなりません。

まずは、ブロック大会綾部大会を開催するに当たり、府内各地青年会議所メンバーが一堂に集い、日本ＪＣや京都ブロック協議会の活動や方向性を内外に広く発信する機会と会員相互の活動や情報交換する場を提供し、京都はひとつという想いに繋げ、今後の京都ブロック協議会のさらなる発展を目指します。そして、本大会を通して人と人、人と地域、地域と地域を繋げた社会関係資本によって構築すべき「地域のたから」を私たちＪＡＹＣＥＥが積極的に、府民・行政・諸団体と連携をとり多くの地域住民が関わることで、地域の活性化を促進します。さらに住民意識の向上でコミュニティ活性化を促し、綾部から京都へ京都から日本へ「地域のたから」を多くの人に発信します。また、活気に満ちあふれた地域による持続可能な社会の実現に向けて、これまで過去から引き継がれてきた伝統や文化、美しい精神性などを「地域のたから」として盛り込み、私たち責任世代が次世代に受け継いでいきます。そして、主管ＬＯＭである綾部が構築してきた地域力と魅力を存分に発揮し、私たちと地域の人々が輝かしい未来を創造する京都ブロック大会を目指します。

第４２回京都ブロック大会綾部大会を通して、地域の事を思い、愛する能動的な人々が多く集い、地域のたからを昇華させることで地域は必ず自立的に活性化します。私たちＪＡＹＣＥＥが情熱をもって行動し、邁進することで人と地域が共鳴する京都を実現します。

事務局

1. 会員会議所会議、正副会議、役員会議の運営
2. 各会議の資料作成及び管理
3. 各会議の資料配信
4. 各会議の出欠管理
5. 正副会議、役員会議の議事録作成
6. 各種資料の作成及び管理
7. 基本資料の作成
8. 各種資料の管理
9. 渉外諸業務
10. 日本青年会議所、近畿地区協議会、京都ブロック協議会内会員会議所との連絡調整及び付帯業務
 - (2) 出向関係先、諸団体との連絡調整及び付帯業務
公式訪問の実施
 - (1) 日本ＪＣ会頭及び役員の訪問の実施
 - (2) 京都ブロック協議会会長及び役員の訪問の実施
11. 本今年度合同会議並びに委員会報告会の実施
12. 近畿地区大会白浜田辺大会への協力並びに支援
13. 第６３回全国大会松山大会への協力並びに支援

副会長 平松 敏克

私たちの住むまち京都は、歴史と伝統を継承し様々な文化が共生することで変革を繰り返し発展してきました。しかし昨今では、地域経済の低迷による主権者の当事者意識の希薄化により地域力が低下してきています。今こそ活気に満ちあふれた地域を復興するため、意識変革団体として活動している責任世代である私たちが、意気あふれる人財を増強することにより運動を拡げることで、人と地域が共鳴する京都を実現しなければなりません。

まずは、私たちの運動を効果的に拡げるため、京都各地に繋がるネットワークを活用し地域や次世代のために活動する方々と情報交換や交流がもてる場を設け、JCの魅力を発信し理解していただくことで、未来に向かって牽引する意気あふれる人財の増員を目指します。そして、メンバーの資質向上と意識変革に繋がられるよう組織の力で各LOMを支援するとともに、本会与連携した会員拡大ツールを活用することで、30代はもちろんのこと20代の若さあふれるメンバーを迎え入れるようにいたします。さらに、次代を担うメンバーが、活気に満ちあふれた地域を復興するため、当事者意識をもち弛まなく行動する人財になっていただけるよう育成してまいります。また、地域のことを愛する能動的なメンバーや市民が多く集う場において、地域の課題と原因を分析し自ら解決に向けて行動する人財を育て、地域経済の創意力を啓発いたします。さらに、不偏不党の公益社団法人として民主主義をさらに高度なものとし、有権者が政策本位による政治選択を行え、府民の誰もが、地域を想い、自分たちの未来を描きながら政治参画できるようにいたします。人が地域を育て、地域が人を育てる。その中で育まれた地域愛や連帯感、私たちの未来に大きな夢を描いてくれます。自らの夢と京都はひとつという誇りを胸に抱き、私たちJA Y C E Eが率先して運動を拡げることで、人と地域が共鳴する京都を実現いたします。

副会長 三宅 尚嗣

今や、世界中が相互に関連し依存し合っていることから、世界の平和と繁栄なしにはわが国の平和と繁栄はありません。昨今、近隣アジア諸国との密接不可分な事案が日々取り沙汰されているこの状況の中で、海外からも多くの人を訪れる世界有数の文化都市京都を未来永劫発展し続けていくためにも、国際社会に寄与する使命感を持ち、民間レベルのより深く好意的な交流を通じ、相互理解の推進を積極的に行っていかなければなりません。

まずは、世界平和の実現に向け様々な国際交流を通じ友情を育ててこられた中で、本年度はさらなる相互理解の推進を図るために、私たち自身が一度日本人の素晴らしい精神性と、日本の個性を見つめ直します。そして、日本らしさを追求し世界に誇る日本の文化を発信致します。さらに、他国の歴史や素晴らしい文化、習慣を心通う交流を通じて学ぶと共に、相手の立場を尊重し、敬意とおもいやりを育みながらさらなる相互理解の推進を図ります。また、互いに自国の歴史や文化に誇りをもち、国際社会に生きているという広い視野を持ち、アジア全体、ひいては世界全体の成長を見据え、恒久的な世界平和と繁栄を共に目指す、強固な信頼関係の構築を目指します。そして、本事業に参加頂くメンバー全ての方に、国際社会の一員として使命感を持ち、国際社会が抱える多くの課題に対して積極的に取り組む姿勢を養い、国境を越えた視点で物事を捉え率先して行動できる人財へと成長して頂きます。さらに、混沌とした未知の可能性を切り拓く、意気あふれるJA Y C E Eへと変貌を遂げて頂き、世界を牽引するリーダーへの階段に足を掛けて頂きます。

私たち自身が明るい豊かな社会を展望し、これまでの感情に捕らわれることなく、近隣アジア諸国との未来志向な関係構築と、世界平和の出発地点は私たちが住まうまち京都からという志を胸に秘め、意気あふれる人財と共に人と地域が共鳴する京都を実現致します。

京都ブロック協議会は、L O M とつながりを深めながら魅力ある運動を展開し、各地域を輝かせてきました。今後も更に発展的に京都を輝かせていく為には、私たちの運動を内外に発信し共感を得ることで、L O M と共鳴すると共に、地域を愛し能動的に行動できる人財を増やしていかなければなりません。また私たちは責任世代として、未来に希望を託せる国家像を描いていく為にも、国のあるべき姿を真剣に考えていかなければなりません。

まずは、各委員会やL O M と連携し、情報発信を通じてメンバーの各種事業の参加促進を図って参ります。そして、京都ブロック協議会とL O M が展開する魅力ある運動の発信を通じて同じ志を持った人財を増やし、私たちの明るい豊かな社会の実現に対する想いを社会に広げて参ります。さらに、会員会議所会議は、日本J C 本会の運動の方向性を共有する場であり、京都ブロック協議会の運動を創出する為の重要な場であると考え、円滑な運営に努めると共に、記録データ管理を通し会議で交わされた議論の軌跡を次代に残して参ります。また、国のかたちの根幹を表す日本国憲法に対し、主権者である府民の目線に立ち、国のあるべき姿を議論する機会を創出することで、府民自らが未来に希望を託せる国家像を描けるよう憲法論議の意識喚起を進めて参ります。そして、褒賞事業では、L O M で実施された事業の有益性を十分に審査し、地域に根差した素晴らしい運動に対して栄誉を称え、その内容をメンバーに発信し共有することで、今後の青年会議所運動の更なる高揚へと繋げると共に府民にも情報を発信し、私たちの運動への理解を深めて頂きます。

私たちJ A Y C E E は、志高く行動する中で得ることができるかけがえのない経験を通し成長するという姿勢を持ち、すべてに真摯に向き合うことで、意気あふれる人財への成長と強い組織への進化を遂げ、活気に満ちあふれた人と地域が共鳴する京都を実現します。

日本J C は、公益社団法人へ移行してから5年目を迎えます。その一組織である京都ブロック協議会は公益性を意識し、より一層の開示性、透明性の伴った組織運営を心がけると共に、地域に根ざした青年会議所運動を展開していく必要があります。そして、私たちが行う運動に対して府民の皆様から賛同をいただきながら、この京都の未来を牽引していくために、更に地域の負託と信頼に応えられる組織へと進化していかなければなりません。

まずは、京都ブロック協議会が行う諸事業は、公益法人として資金を提供する内部及び外部の信託に応える適正な内容である必要があるため、日本J C 本会が定める会計マニュアルに沿った統一的な会計処理を行います。そして、一つひとつの事業会計を明瞭かつ公正な形で処理するために、財務審査を行い、事業計画予算書と決算書が適正に作成されているか判断し、的確に指導します。さらに、私たちは公益法人として青年会議所運動のブランディング向上のために、ガバナンス強化の観点から、日本J C 本会が定めるマニュアルに沿った統一的なルールのもとで、コンプライアンス審査を適正に行います。また、万が一災害が発生した場合のために、迅速な支援活動が行えるよう、広域災害に対しても機能する防災ネットワークの拡充と強化に取り組みます。そして、日本J C 本会が推進しているJ C カードは、現役及びO B が使用したカード利用分の一部が各L O M に還元され、活動費となることから、5年先、10年先を見据えた各L O M 財務面の強化を図るためにも府内青年会議所メンバー40%以上のJ C カード推進及び申込みに繋げてまいります。

私たちが公益法人の組織であることの自覚を持ちながら、青年会議所運動を推し進めていくことで、これまで以上に地域から期待され、信頼される組織へと進化すると共に、活気に満ちあふれた地域を再生し、意気あふれる人と地域が共鳴する京都を実現いたします。

委員長 河村 剛

今日まで京都ブロック協議会では府内青年会議所と連携を図り、多岐にわたる事業を展開し京都の発展に寄与してきました。今後さらに京都を発展させるためには魅力ある運動を内外に発信し共感を得ることで、地域を想い能動的に行動する人財を増やしていかなければなりません。また、私たちは責任世代として、国家の根幹である憲法について真剣に議論し当事者意識を高めることで、未来に希望を託せる国家像を描かなければなりません。

まずは、ホームページではSNSを活用してアクセス数増加に努め京都ブロック協議会並びに府内青年会議所の魅力ある運動を内外に発信し共感を得ることで、地域のために能動的に人や地域に関わりを持ち行動できる人財を増やし京都の発展に努めます。そして、出向メンバーが事業開催に向けて想いを語り活動に励んでいる姿を発信し、京都ブロック協議会を身近に感じて頂くことで、出向への関心を促すとともに事業への参加推進を図るために京都ブロック新聞を発刊します。さらに、会員会議所会議の重要性について認識し円滑な運営に努め、会議で交わされた議論を次代へ繋げるために議事録を作成します。また、憲法事業については、日本JICが策定した日本国憲法草案を問題提起として活用し、国のあるべき姿を考え、私たちが未来に希望を託すことのできる国家像を描くために、憲法議論を通じて府民の主権者としての意識喚起を促す国民参加型事業を開催します。そして、府内青年会議所で展開された素晴らしい事業を発信し、榮譽を称えることでメンバーが更なる情熱と気概を持ち、地域の発展に資することを目的に褒賞授与式を開催します。

私たちは明るい豊かな社会の実現に向けて、どんな困難にも恐れることなく強い信念を持って果敢に挑戦しつづけ、意気あふれる人財へと成長し一人ひとりの力を集結することにより揺るぎない組織となり、活気に満ちあふれた人と地域が共鳴する京都を実現します。

委員長 澤田 誠孝

歴史と伝統を誇る文化あふれる京都で運動を展開する京都ブロック協議会は、アジア諸国との物理的な距離や言語、歴史観の違いを受け止め、地域のさらなる発展に寄与していく必要があります。そのためには多様な価値が共存する文化と風土に誇りを持ち、国際社会で起こりうる問題が他人事ではなく自らが当事者であることを自覚し、アジア諸国との価値観の違いを超えた相互発展を目指す国際交流事業を推進していかなければなりません。

まずは、アジア諸国の方々との相互理解をより一層図るために、先達から受け継がれてきた日本人の素晴らしい精神性と、日本特有の性質を再認識して頂き、メンバーが自国への誇りを持った視点からアジア諸国にはそれぞれ異なる文化や歴史観が存在していることを学び、他国への理解を深めて頂く事前勉強会を開催します。そして、他国の背景と自国との繋がりを鑑みアジア地域の成長と相互発展に寄与するという使命感を持ったリーダーを育成していくための基調講演を開催します。さらに、他者への配慮と互助の精神を持って、素直な心で交流することで、習慣や文化の違いを体感して相手を理解、尊重し、固定観念を取り払い、利他の精神をもって行動できる、心の通い合った人とひととの繋がりを構築して参ります。また、国際交流事業に参加頂くメンバー一人ひとりが、地域発展を担うリーダーとして他国の利害を超えた視点で、価値観の相違から生れる課題を積極的に考え率先垂範し、日本の誇るべき文化を発信して頂くことで、国際社会を牽引する意気あふれるJAYCEEとして、アジア地域の安寧の実現に貢献できる人財へと成長して参ります。

私たちが相手の立場を慮り、相互理解からの国際貢献を積極的に推進していき、文化や歴史観の違いを超えた未来志向な相互発展の関係を構築し、恒久的世界平和の基盤となる意気あふれる人財へと成長することで、人と地域が共鳴する京都の実現に繋げて参ります。

ブロック大会運営委員会 活動方針

委員長 井田 新一

私たちの暮らす京都は、歴史や伝統、自然を背景に古き良きものと新しいものが混在しながらも発展を続けています。しかし、少子高齢化に伴う人口減少や地域経済の低迷により過疎化が進み地域力の低下が危惧されている今、自らの郷土に対する誇りを醸成するために、先達の熱い想いを継承し、各地域固有の魅力を見つめ直すことで、人と地域が共鳴する活気に満ちあふれた、自立的に発展する地域社会へと進化を遂げなければなりません。

まずは、第42回京都ブロック大会では、豊かな山河や伝統ある歴史を持つ綾部の特色を活かした大会を開催します。そして、青年会議所の理念と運動や郷土に対する誇りを醸成する機会として、府内各地青年会議所メンバーや府民の方々と共に、有形無形に係らず地域の魅力を見つめ直し磨き輝かせ、内外に広く発信する広報活動を展開します。さらに、府内各地青年会議所メンバーが一堂に会する式典では、会員個々の運動意識の高揚に繋げるために、本年度の京都ブロック協議会の方向性を再確認し、先輩諸兄の熱い想いと歴史や伝統を共有します。また、地域活性化からいちでは、地域固有の魅力を見つめ直し発信することで、メンバーに地域の魅力を輝かせる運動に共感していただき、各地域でのJC運動・活動の活力を高めて人と地域の繋がりを広めます。そして、行政・諸団体と連携し、私たちJAYCEEがまちづくりの起爆剤として率先して行動することで、地域の魅力を集め発信し続ける新たな繋がりを構築します。さらに、本大会を通して特性・魅力を融合した地域経済活動を起こし、活気に満ちあふれた地域力の進化に繋がると確信します。

ブロック大会の開催により地域のたからとなり得る歴史や伝統、自然を活かした魅力を探求し、その魅力を発信する経験を多くのメンバーや府民と共有し、活気に満ちあふれた自立的に発展する地域社会へと進化させることで、人と地域が共鳴する京都を実現します。

会員拡大委員会 活動方針

委員長 西村 直紘

私たちの住む京都は、歴史と伝統を継承した魅力的な地域として発展してきましたが、地域経済の低迷による主催者の当事者意識の希薄化により地域力が低下してきています。活気に満ちあふれた地域を再建するためには、時代の礎を築く同じ志をもって活動する仲間を増やすと共に、私たちJAYCEEがリーダーシップを発揮し、地域力の源となる運動を継続して展開していくことにより、人と地域が共鳴する京都にしなければなりません。

まずは、京都ブロック協議会の会員数を現況より33%増やすことで、更なる運動展開を図り、地域を愛する意気あふれる人財によって地域活性を目指して参ります。そして、日本JCと連携した会員拡大ツールを活用し、会員拡大を支援することで、京都府下12LOMの組織力向上に繋げて参ります。さらに、メンバー一人ひとりが会員拡大の必要性を再認識し、責任感と自覚を持っていただくセミナーを実施致します。また、京都ブロック協議会のスケールメリットを活かした強固なネットワークを活用し、各LOMのニーズを集約するため情報交換を密に行い、情報共有をしていく事で、積極的かつ効果的に会員拡大に繋げるための支援を行なって参ります。そして、若さあふれるメンバーを迎え入れるための異業種交流会では、現役メンバーと青年経済人が集い、将来の地域像を語り合うことで、私たちと共に地域のために活動する魅力を感じて頂きます。さらに、私たちの活動に興味を持ち共感される入会対象者に、青年会議所で経験を重ねられた先輩諸兄と連携し、経験で得られる青年会議所の魅力を伝え、入会に導くためにJC説明会を開催します。

会員拡大を通して生まれる繋がりの中で、意識変革団体として活動する責任世代である私たちと共に地域の未来を牽引する同志を増やし、運動をさらに拡げていくことで、地域を愛する人々が集い活力あるまちの創造に向け、人と地域が共鳴する京都を実現致します。

委員長 両國 義人

京都ブロック協議会では、京都市下各地青年会議所の先達が明るい豊かな社会の実現を目指し、時代の変革者として輝く未来を見据えそれぞれの地域に根差したまちづくり運動を展開してまいりました。私たちは先達に感謝するとともにその想いを継承し、活気に満ちあふれた、たくましい京都を創造するために、未来を牽引していく意気あふれる人財を育成し、青年会議所運動をさらに拡げ、人と地域が共鳴する京都にしなければなりません。

まずは、京都を北から南まで活気に満ちあふれた地域へと創造していくために、市民とともに地域経済の自立的発展に向け、京都が向かうべき経済の方向性を活発に議論するとともに、各地域で未来を牽引していく人財を育成し、それぞれの地域において経済の創意力を啓発していくことができるフォーラムを開催いたします。そして、次代を担うメンバーが、時代の変革者たらんとするJAYCEEとして自らと向き合い、日本JC、JCIのプログラム等を活用し気づきや学びを得ることで、青年会議所活動に必要な資質と意識向上に繋げてまいります。さらに、事業を通じてメンバーが自己研鑽に励むことができ、自ら先頭に立ち率先して行動し背中を見せることで周りを巻きこみ、何事にも積極果敢に挑戦する意気あふれるリーダーとなるために、ブロックアカデミー事業を開催いたします。また、私たちの未来に直接影響を与える京都府知事選挙においては、従来から行ってきた府民が政策本位による政治選択が行える公開討論会を更に高度な民主主義となるよう取組むとともに「e一みらせん」を活用し、府民の政治参画意識の醸成に繋げてまいります。我々は、輝かしい京都の未来のために成長を遂げ、意気あふれるリーダーとなり、大いなる気概を持ち変革の能動者としてそれぞれの地域で行動し続けることにより、活気に満ちあふれた地域となり、人と地域が共鳴するたくましい京都が実現すると確信いたします。

公益社団法人 日本青年会議所 近畿地区 京都ブロック協議会 正味財産増減書
2014年1月1日から2014年12月31日まで

科 目 名	2014年度予算額	2013年度予算額 (前回予算)	増 減	備 考
1 一般正味財産増減の部				
1 經常増減の部				
(1) 經常収益				
① 特定資産運用利益	4,085,000	4,331,000	△ 296,000	
② 特定資産利息	4,035,000	4,331,000	△ 296,000	
③ 受取会費	3,600,000	390,000	△ 3,000,000	12L0M×30,000円
正会員会費	3,675,000	3,941,000	△ 266,000	525名×7,000円
付加金	0	0	0	
特別会員会費	3,700,000	1,659,000	2,041,000	
④ 事業収益				
事業繰入収益	3,700,000	1,659,000	2,041,000	
登録料収益	0	0	0	
懇親会収益	0	0	0	
広告料収益	0	0	0	
販売収益	0	0	0	
雑収益	0	0	0	
⑤ 受取補助金等				
国庫補助金	0	0	0	
地方公共団体補助金	0	0	0	
民間補助金	0	0	0	
補助金等交付業務受託金	0	0	0	
国庫助成金	0	0	0	
地方公共団体助成金	0	0	0	
民間助成金	0	0	0	
				ブロック大会LO機線料525名×4,000円、国際事業登録料100名×15,000円、地域活性化からいち出展料10店×10,000円

⑥受取負担金	0	0	0	0
受取負担金	()	()	()	()
⑦受取寄付金	0	0	0	0
受取寄付金	()	()	()	()
受取募金	()	()	()	()
⑧雑収益	0	0	0	0
受取利息収益	()	()	()	()
その他雑収益	()	()	()	()
⑨他会計からの繰入金	0	0	0	0
日本JＣ本体会計からの繰入金	()	()	()	()
地区・7 B/7協議会からの繰入金	()	()	()	()
他会計からの繰入金	()	()	()	()
経常収益計	7,735,000	5,990,000	1,745,000	
(2) 経常費用				
①事業費	6,230,000	5,280,000	950,000	
事業費	()	()	()	()
委員会運営費	(6,230,000)	(5,280,000)	(950,000)	()
事業予備費	()	()	()	()
②管理費	1,362,000	1,542,474	△180,474	
会議費	(300,000)	(300,000)	()	()
給料手当	0	0	0	()
俸給	()	()	()	()
手当	()	()	()	()
臨時雇用賃金	()	()	()	()
退職給付手当	()	()	()	()
福利厚生費	()	()	()	()
福利厚生費	0	0	0	()
法定福利費	()	()	()	()
福利費	()	()	()	()
厚生費	()	()	()	()
旅費交通費	()	()	()	()

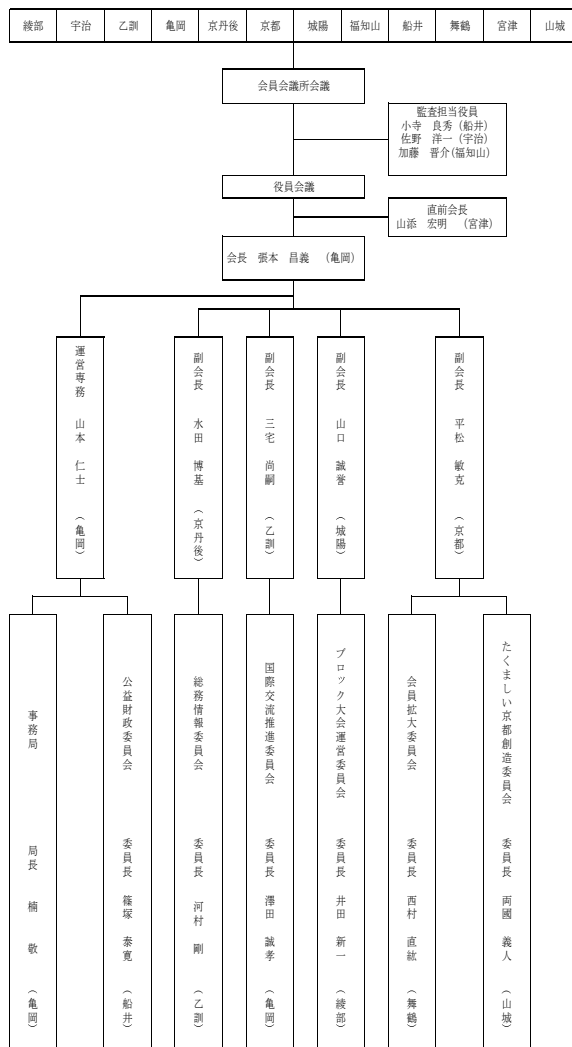
通信運搬費	10,000	10,000	0	
電話代	()	()	()	()
運搬代	(2,000)	(2,000)	()	()
その他通信費	(8,000)	(8,000)	()	()
減価償却費	()	()	()	()
図書・研修費	()	()	()	()
消耗品費	()	()	()	()
リース料	()	()	()	()
修繕費	()	()	()	()
印刷製本費	(200,000)	(400,000)	(△200,000)	()
光熱水料	()	()	()	()
賃借料	()	()	()	()
業務委託費	(310,000)	(310,000)	()	()
保険料	()	()	()	()
租税公課	4,000	4,000	0	
固定資産税	()	()	()	()
その他の租税公課	(4,000)	(4,000)	()	()
渉外費	(90,000)	(70,000)	20,000	
支払手数料	(10,000)	(10,000)	()	()
雑費	(10,000)	(10,000)	()	()
管理・運営予備費	(428,000)	(428,474)	(△474)	()
③負担金	33,000	33,000	0	
加盟団体会費	(33,000)	(33,000)	()	()
地区会費	()	()	()	()

④他会計への繰入金	110,000	110,000	0	地区内での会計監査負担金
日本JIC本体会計への繰入金	110,000	110,000	0	
消費税負担金	(30,000)	(30,000)	(0)	
外部監査負担金	(60,000)	(60,000)	(0)	
会計7/1負担金	(15,000)	(15,000)	(0)	
その他繰入金	(5,000)	(5,000)	(0)	
地区・JICの協議会への繰入金	(0)	(0)	(0)	
他会計への繰入金	(0)	(0)	(0)	
経常費用計	7,735,000	6,965,474	769,526	
評価損益等調整前当期経常増減額	0	△ 975,474	975,474	
特定資産評価損益等	0	0	0	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	0	△ 975,474	975,474	
2.経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	
①固定資産売却益	(0)	(0)	(0)	
建物売却益	(0)	(0)	(0)	
構築物売却益	(0)	(0)	(0)	
什器備品売却益	(0)	(0)	(0)	
③固定資産受贈益	0	0	0	
(2) 経常外費用	0	0	0	
②固定資産売却損	0	0	0	
③固定資産除却損	(0)	(0)	(0)	
什器備品除却損	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	△ 975,474	975,474	
一般正味財産期首残高	0	0	0	
一般正味財産期末残高	0	△ 975,474	975,474	

II指定正味財産増減の部	0	0	0	
①固定資産受贈益	0	0	0	
②基本財産評価益	0	0	0	
③特定資産評価益	0	0	0	
④基本財産評価損	0	0	0	
⑤特定資産評価損	0	0	0	
⑥一般正味財産への振替額	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	△ 975,474	975,474	
III正味財産期末残高	0	△ 975,474	975,474	

運 營 編

L O M名	会員数	前 期 会員数	後 期 会員数	合 計
(一社) 綾部青年会議所	26	5	5	36
(一社) 宇治青年会議所	20	6	6	32
(公社) 乙訓青年会議所	65	7	7	79
(一社) 亀岡青年会議所	41	8	8	57
(一社) 京丹後青年会議所	28	5	5	38
(公社) 京都青年会議所	164	10	10	184
(一社) 城陽青年会議所	14	5	5	24
(一社) 福知山青年会議所	16	5	5	26
(一社) 船井青年会議所	17	2	2	21
(公社) 舞鶴青年会議所	49	7	7	63
(一社) 宮津青年会議所	34	6	6	46
(一社) 山城青年会議所	30	15	15	60
合 計	504	81	81	666



公益社団法人 日本青年会議所 近畿地区 京都ブロック協議会
2014年度 役員及び委員会構成

役員

会長	直前会長	副会長	監査担当役員	運営専務	委員長	事務局長
1	1	4	3	1	6	1

委員

委員会数	委員長	副委員長	総括幹事	会計幹事
6	6	18	6	6

委員会	総数	委員長	副委員長	総括幹事	会計幹事	委員
公益財政委員会	19	1	2	1	1	14
総務情報委員会	25	1	3	1	1	19
国際交流推進委員会	29	1	3	1	1	23
ブロック大会運営委員会	30	1	3	1	1	24
会員拡大委員会	36	1	4	1	1	29
たくましい京都創造委員会	32	1	3	1	1	26

京都ブロック協議会 2014年度 各会議出席義務者

会議名	
正副会議	会長・直前会長・監査担当役員 副会長・運営専務・公益財政委員会 事務局長
役員会議	会長・直前会長・監査担当役員 副会長・運営専務 委員長・事務局長
会員会議所会議	各L O M理事長・役員
財政特別審査会議 コンプライアンス審査会議 (公益審査会議含む)	監査担当役員・運営専務 公益財政委員会・事務局長 各委員長・各会計幹事

公益社団法人 日本青年会議所 近畿地区京都 ブロック協議会
2014年度 委員会構成

委員会名	公益財政委員会	総務情報委員会	国際交流推進委員会
副会長・運営専務	山本 仁士	水田 博基	三宅 尚嗣
委員長・事務局長	篠塚 泰寛	河村 剛	澤田 誠孝
副委員長・事務局長	古鉄 将裕 (宇治)	中村 圭吾 (亀岡)	菜島 拓朗 (乙訓)
	波多野和顕 (舞鶴)	平林 巧 (京丹後)	大島 嘉人 (京都)
		石川 康志 (山城)	今井 浩助 (宮津)
総括幹事	高橋 圭 (船井)	中路 耕太 (乙訓)	矢田 恭士 (亀岡)
会計幹事	人見 晃司 (船井)	清水 野分 (乙訓)	山崎登志雄 (亀岡)
委員・会長補佐	岡田 太郎 (綾部)	楠 正照 (綾部)	上畑 隆昭 (綾部)
			一瀬 健太 (綾部)
	杉木 誠 (宇治)	池原 一步 (宇治)	岩城 和宏 (宇治)
			内良 親正 (宇治)
	黒川 昌哉 (乙訓)	小山 真司 (乙訓)	末田 博士 (乙訓)
	高下 一成 (乙訓)	大塚 健介 (乙訓)	岩井泉二郎 (乙訓)
		岩本 伸一 (乙訓)	阿部 清隆 (乙訓)
	稲原 宏充 (亀岡)	秋山 伸夫 (亀岡)	山本 員輝 (亀岡)
		竜岡 秀和 (亀岡)	木村 佑輔 (亀岡)
		神宮 善徳 (亀岡)	野中 篤 (亀岡)
			奥村 大生 (亀岡)
	吉岡 信勝 (京丹後)	田中 秀佳 (京丹後)	藤井 崇史 (京丹後)
		中山 良 (京丹後)	
	加納 琢也 (京都)	荒木 幹雄 (京都)	二之湯真士 (京都)
			谷口 豊 (京都)
	池田 憲司 (城陽)	古島 達也 (城陽)	森山 大生 (城陽)
福谷圭一郎 (福知山)	藤田 俊介 (福知山)	高田 正規 (福知山)	
	加藤 陽介 (福知山)		
野間 俊亮 (船井)	松井 由孝 (船井)	金子 和成 (船井)	
岡田 一志 (舞鶴)	吉本 晴樹 (舞鶴)	矢島 修一 (舞鶴)	
長谷川和幸 (宮津)	羽洲 貞良 (宮津)	西村 正大 (宮津)	
堀尾 知弘 (宮津)		山本 哲也 (宮津)	
小牧 俊介 (山城)	西村 友宏 (山城)	北川 訓之 (山城)	
	中村 大輔 (山城)	山本 治 (山城)	
		叶 祐樹 (山城)	

ブロック大会運営委員会	会員拡大委員会	たくましい京都創造委員会	事務局
山口 誠孝	平松 敏克		山本 仁士
井田 新一	西村 直哉	兩國 義人	楠 敬
松尾 脩平 (船井)	石山 高志 (宇治)	塩見 知哉 (乙訓)	渡邊 東高 (亀岡)
衣川沙津紀 (福知山)	石村 和義 (亀岡)	松居 洋一 (京都)	
杉本 栞志 (宮津)	金盛 将士 (京丹後)	足立エリナ (舞鶴)	
	関野 祐 (宮津)		
浅巻 礼 (綾部)	魚住 敬大 (舞鶴)	上田 幸寛 (山城)	大久保伸一 (亀岡)
森井 優治 (綾部)	西 寛 (舞鶴)	吉良 武人 (山城)	四方 繁郎 (亀岡)
新庄 祐士 (綾部)	高崎 健大 (綾部)	後藤 光 (綾部)	
高橋 悦康 (綾部)	種清 喜之 (綾部)	貴田 翔大 (綾部)	
小寺 建樹 (綾部)			
山本 博俊 (宇治)	左聡一郎 (宇治)	増井 英人 (宇治)	
	藤原 義久 (宇治)	河崎 伸哉 (宇治)	
中川 浩司 (乙訓)	下平祐子 (乙訓)	松本 正義 (乙訓)	
渡邊 俊輔 (乙訓)	藤野 智 (乙訓)	谷川 一俊 (乙訓)	
伊藤 武 (乙訓)		能見 太郎 (乙訓)	
		池宮 陽一 (乙訓)	
並河 武志 (亀岡)	番 康弘 (亀岡)	堤 基剛 (亀岡)	酒井 規宏 (亀岡)
森 和也 (亀岡)	西崎 吉文 (亀岡)	芝 尚人 (亀岡)	浅田 信仁 (亀岡)
	中島 一行 (亀岡)		
	余田 誠 (亀岡)		
高橋 大輔 (京丹後)	和田 晋 (京丹後)	柳田 啓 (京丹後)	
蒲生 徳彦 (京丹後)	松田 国男 (京丹後)	小牧 圭太 (京丹後)	
	上古 大輔 (京丹後)	野木 教貴 (京丹後)	
松田 高雅 (京都)	山崎 智之 (京都)	奥田 雅昭 (京都)	
石山 慶 (京都)	岩木康太郎 (京都)	畑本 義允 (京都)	
		稲葉 健人 (京都)	
堀井 高志 (城陽)	山口 洋史 (城陽)	園崎 弘道 (城陽)	
	西尾 雅之 (城陽)		
西井 宏明 (福知山)	石丸 雄康 (福知山)	細見 秀樹 (福知山)	
荒川 弘樹 (福知山)	横田 将吾 (福知山)	稲葉 剛 (福知山)	
深田 敬 (福知山)	高木 規宏 (福知山)		
	大槻 海 (福知山)		
	下村 幸代 (船井)	中本 祐作 (船井)	
土本 章裕 (舞鶴)	水嶋 宗広 (舞鶴)	喜多 真一 (舞鶴)	
布目 千晶 (舞鶴)	多田 英喜 (舞鶴)	水島 満 (舞鶴)	
日下部博一 (宮津)	高岡 洋輔 (宮津)	牧野 充彦 (宮津)	
	中村 俊幸 (宮津)	由里 直樹 (宮津)	
藤原 稔記 (山城)	中島 武宣 (山城)	瀬戸 裕之 (山城)	
岩前 康洋 (山城)	山本 栄二 (山城)	田中 順 (山城)	
上村 卓也 (山城)	原田 慎介 (山城)		

公益社団法人 日本青年会議所 近畿地区 京都ブロック協議会
2014年度 年間公式スケジュール

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
近副役員会議	1/15 亀岡 水	2/8 城陽 土	3/11 福知山 火	4/8 乙訓 火	5/10 船井 土		
財政特別審議会 コンプライアンス委員会	1/21 火	2/14 金	3/21 金	4/18 金	5/16 金		
会員会議所会議	1/31 亀岡 金	2/28 山城 金	3/31 宮津 月	4/26 宇治 土	5/24 鞍部 土		
主要事業	新春訪問 宇治(7日)・乙訓(8日) 京都(9日)・城陽(10日) 亀岡(13日)・山城(14日)	会長LOM訪問 乙訓(5日) 鞍部・福知山(17日) 宮津(18日) 船井(19日) 京丹後(20日) 京都(21日) 宇治・城陽・山城(26日)	日本J.C.会議公式加開 3月14日(金) 4月5日 4月5日 4月5日 4月5日 4月5日 4月5日 4月5日	異業種交流会 4月5日 4月5日 4月5日 4月5日 4月5日 4月5日 4月5日 4月5日	市民参加型事業 5月9日(宇治) アゲッツ大会 (25日) 12.LOM J.C.説明会		
各地間年事業				乙訓JC 4/12			
日本JC正副会合会議	9日 (木) 23日 (木) (京都)	6日 (木) 20日 (木) 27日 (木)	6日 (木)	3日 (木) 17日 (木)	1日 (木) 15日 (木)		
日本JC常任理事会	24日 (金) (京都)	21日 (金)	7日 (金)	18日 (金)	16日 (金)		
日本JC理事会	24日 (金) (京都)	22日 (土)	8日 (土)	19日 (土)	17日 (土)		
日本JCフロンティア会合会議	24日 (金) (京都)	22日 (土)	8日 (土)	19日 (土)	17日 (土)		
日本JC財政審議会	18日 (土) 19日 (日) 19日 (土)	15日 (土) 16日 (日) 15日 (土)	15日 (土) 16日 (日) 15日 (土)	12日 (土) 13日 (日) 12日 (土)	10日 (土) 11日 (日) 10日 (土)		
日本JC総会	29日 (土) (京都)		9日 (日) (福島)				
日本JC主要事業	23日 (木) ~26日 (日)	京都会議 (京都)	復興フォーラム (福島) 9日 (日)				
近畿地区協議会	7日 (火)	4日 (木) 東大阪	4日 (火)	4日 (金)	2日 (金) 亀岡		
近畿地区協議会 正副会長会議・役員会	14日 (火) 奈良	14日 (金) 泉佐野	10日 (月) 伊丹	10日 (木) 大塚	20日 (金) 白土・和歌山		
近畿地区協議会 財政・経理特別委員会	21日 (火)	18日 (火)	15日 (火)	15日 (火)	9日 (金)		
近畿地区協議会 役員会議	29日 (火) 法華寺	27日 (木) 近江八幡	27日 (木) 亀岡	23日 (水) 神井	21日 (水) 白土・伊豆		
近畿地区協議会 主要事業	役員会議所会議 (京都) 25日 (土)				GTS28日~1日		
JCI協議会	JCI常任理事会・理事会(JCI JEM・JGM) 6日 (月) ~12日 (日)			アメリカ地球会議 23日 (水) ~28日 (土)	アフリカ中東 地域会議 21日 (水) ~24日 (土)		
その他	J.C.I.評会議・大会 開催地 (JCI常任理事会・理事会・中間常任理事会)アメリカ(セントルイス)【中間常任理事会】アメリカ(ニューヨーク) 【アメリカ地域会議】メキシコ(メキシコシティ)【アフリカ中東地域会議】モントレー【ヨーロッパ地域会議】ハンガリー(マルタ) 【アジア・太平洋地域会議】日本(山形)【世界会議】ドイツ(ライプツヒ)						

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
6/14 京丹後 土	7/2 京都 水		9/6 鞍部 土	10/4 宇治 土	11/8 舞鶴 土	
6/20 金	7/11 金		9/12 金	10/17 金	11/21 金	
6/24 乙訓 火	7/29 未定 火		9/27 船井 土	10/31 京都 金	11/29 亀岡 土	
国際事業 27日~29日		アガドミー事業 23日 (土)		委員会報告会 本年度合同総会 31日(金)		
12.LOM J.C.説明会	12.LOM J.C.説明会		福知山JC9/13			
5日 (木) 19日 (木)	3日 (木) 16日 (木)		4日 (木) 18日 (木)	6日 (木) 20日 (木)	11日 (木) 25日 (木)	12日 (木)
20日 (金)	17日 (木)		19日 (金)		21日 (金)	12日 (金)
21日 (土)	18日 (金)		20日 (土)	10日 (金) (松山)	22日 (土)	13日 (土)
21日 (土)	18日 (金)		20日 (土)	10日 (金) (松山)	22日 (土)	13日 (土)
14日 (土) 15日 (日) 14日 (土)	12日 (土) 13日 (日) 12日 (土)		13日 (土) 14日 (日) 13日 (土)	11日 (土) 12日 (日) 11日 (土)	15日 (土) 16日 (日) 15日 (土)	6日 (土) 7日 (日) 6日 (土)
				10日 (金) (松山)		
	国際アガドミー サマーコンファレンス (福永) 19日 (土) ~20日 (日)			全国会員大会 (松山) 9日 (木) ~12日 (日)		
2日 (水) 伊丹・伊豆	2日 (水) 大塚	7日 (木) 伊丹	5日 (金) 奈良	6日 (月) 伊丹	10月31日 (金) 東大阪	3日 (水) 東大阪
11日 (月) 西宮	15日 (火) 高島	27日 (水) 和歌山	12日 (金) 京都	15日 (水) 京都	7日 (水) 豊根	22日 (月) 豊津
16日 (月)	22日 (火)	19日 (火)	24日 (水)	21日 (火)	12日 (水)	9日 (火)
23日 (月) 祝賀	31日 (水) 伊豆	28日 (水) 和歌山	30日 (火) 平治	27日 (月) 天理	18日 (火) 豊岡	23日 (火) 豊津
		役員会議所会議(家) 5日 (土) (宇治) 近畿地区大会(家) 5日(土)・6日(日) (白浜・伊豆)				
アジア・太平洋 地域会議 5日 (木) ~8日 (日)	グローブパートナー シップサミット (GPS) 27日 (日) ~29日 (火)				JCI世界会議 ドイツ (ライプツヒ)	
ヨーロッパ地域会議 11日 (水) ~14日 (土)	JCI中間常任理事会(JCI MRC) 27日 (日) ~29日 (火)					

運営編

J C名	住所／電話／E-mail／担当事務局員
(一社)綾部青年会議所	〒623-0021綾部市本町二丁目14番地 あやべハートセンター内 TEL.0773-42-0489 FAX.0773-43-2489 E-mail : jcayabe@gaia.eonet.ne.jp 担当 大槻 陽子
(一社)宇治青年会議所	〒611-0021 宇治市宇治琵琶45-13 宇治商工会議所内 TEL.0774-23-3172 FAX.0774-23-7025 E-mail : ujijc@wao.or.jp 担当 出岡佐和子
(公社)乙訓青年会議所	〒617-0826京都府長岡京市開田3-10-16 長岡京市立産業文化会館2F TEL.075-957-1230 FAX.075-959-3377 E-mail : otokunij@mediawars.ne.jp 担当 門田真理子
(一社)亀岡青年会議所	〒621-0033 亀岡市鞆田野野町佐伯大日堂17 TEL.0771-24-0061 FAX.0771-24-6701 E-mail : office@kameoka-jc.net 担当 高木さおり
(一社)京丹後青年会議所	〒627-0041 京丹後市峰山町菅373 ふきあげビル4F TEL.0772-62-3153 FAX.0772-62-3120 E-mail : info@kyotangojc.com 担当 粟倉 総子
(公社)京都青年会議所	〒604-0862京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都商工会議所6F TEL.075-241-3241 FAX.075-241-3244 E-mail : office@kyoto-jc.or.jp 担当 篠田 佳代
(一社)城陽青年会議所	〒610-0111京都府城陽市富野久保田1-1 城陽市産業会館3F TEL.0774-55-4838 FAX.0774-54-0131 E-mail : info@joyojc.jp 担当
(社)福知山青年会議所	〒620-0036 福知山市中ノ27 福知山市商工会館3F TEL.0773-23-2123 FAX.0773-24-4336 E-mail : info@f-jc.or.jp 担当 井本 倫子
(一社)船井青年会議所	〒622-0014 南丹市園部町上本町南2-22 TEL.0771-62-2911 FAX.0771-63-0277 E-mail : funaijc@gmail.com 担当
(公社)舞鶴青年会議所	〒624-0854京都府舞鶴市円満寺158-1 舞鶴市西市民プラザ別棟2F TEL.0773-77-1006 FAX.0773-77-1330 E-mail : info@maizurujc.org 担当 田鹿 美都
(一社)宮津青年会議所	626-0041 宮津市鶴賀2054-1 TEL.0772-22-5203 FAX.0772-22-5203 E-mail : jcmiyazu@tiara.ocn.ne.jp 担当 三上 尚子
(一社)山城青年会議所	〒610-0302京都府綴喜郡井手町井手石橋44井手町 まちづくりセンター-構設交流棟内 TEL.0774-82-6711 FAX.0774-82-6721 E-mail : yjc@yamashiro-jc.org 担当 横田 友美

京都ブロック協議会災害マニュアル2014

- I. 京都ブロック協議会災害対策本部組織
【表-1 京都ブロック協議会災害対策本部組織及び分科分掌】
【表-2 京都ブロック協議会災害対策本部組織図】
- II. 災害時の連絡
【表-3 京都ブロック協議会災害対策本部設置までの連絡網】
【表-4 京都ブロック協議会災害対策本部設置後の連絡網】
- III. 京都ブロック協議会以外の支援活動の種類
- IV. 京都府危機管理・防災課との協議
- V. 災害救援の申し出について
- VI. ブロックの役割について
- VII. LOMの役割について
- VIII. 会員の役割について
- IX. ホームページの活用について
- X. 引継ぎについて
- XI. 災害協定書

京都ブロック協議会災害マニュアル2014

1. 京都ブロック協議会災害対策本部組織

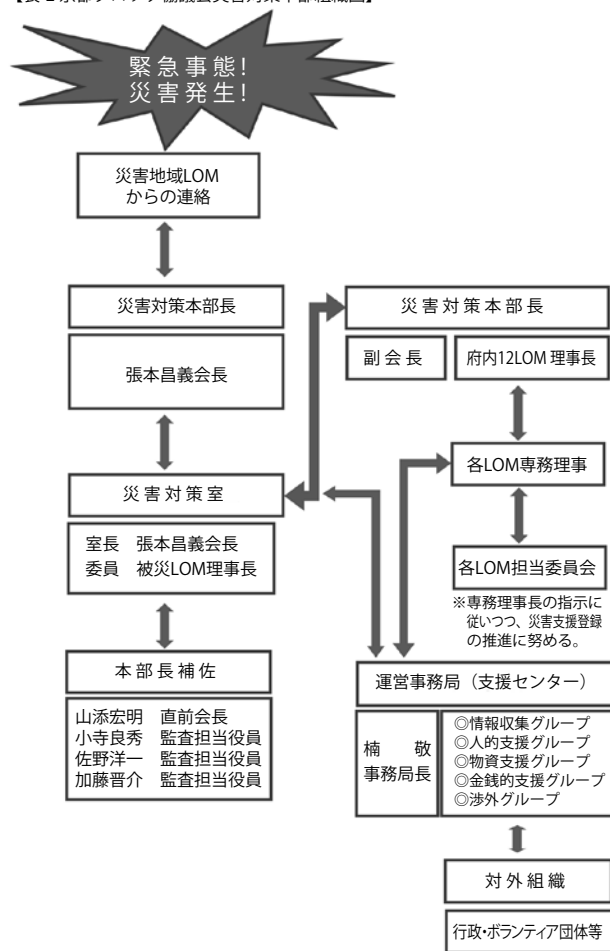
1. 京都府が被災地となった場合、京都ブロック協議会災害対策本部の組織及び分科分掌は、以下の表の通りとする。

【表-1 京都ブロック協議会災害対策本部組織及び分科分掌】

組 織	役 割	
本部長 張本昌義会長	災害対策本部の総指揮官。災害対策室での協議を実践する。	
本部長補佐 山添宏明直前会長 小寺良秀監査担当役員 佐野洋一監査担当役員 加藤晋介監査担当役員	本部長の代行、相談役などを行う。 また支援に関する助言を行う。	
副本部長 ブロック内全理事長及び 副会長（被災地LOMは、除く）	各青年会議所会員を統率し、本部長（事務局）からの要請に対して、積極的に支援を推進する	
災害対策室 室長:張本昌義会長 委員:被災地LOM理事長	災害対策本部の意思決定機関。張本昌義本部長が室長を兼ね、地区会長と被災地LOM理事長と協議し、災害への対応を協議。	
運 営 事 務 局	事務局	災害対策の運営・実施組織。ブロック運営専務社長と、各組織への役割の配分、総合調整を行う。
	情報収集グループ	被災地の情報収集を行う。支援の実情、被災者の不満や要望を収集する。実際に緊急を要する支援があるかどうかの確認も行う。
	人的支援グループ	人的支援の調整を行う。人員配置・管理、人員の安全確保、人員の要請を受け持つ。
	物的支援グループ	物的支援の調整を行う。ボランティアの使う道具、備品から、食事等の手配等を受け持つ。
	金銭的支援グループ	金銭に関する調整を行う。金銭的な支出管理、義援金の収集管理を行う。
渉外グループ	対外的な団体との総合調整を行う。行政、ボランティア団体等に、人的支援、物的支援からあがってきた、情報を伝達するとともに、各団体からの要望を収集し、運営事務局へ連絡するなど。	

2. ブロック会長は、第3条の定めにより災害対策本部を設置する場合は、表-1に沿った組織編制を行う。
3. 京都ブロック協議会災害マニュアル2014において想定しない事態においては、張本昌義会長（災害対策本部長）と運営事務局の決定により災害対応を行う。

【表-2 京都ブロック協議会災害対策本部組織図】



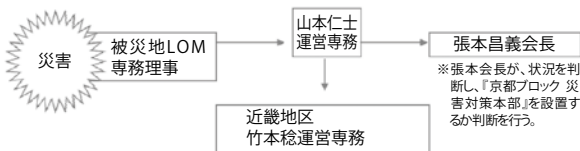
山本仁士運営専務は、張本昌義会長及び地区事務局へ連絡をする。

※京都ブロック協議会の対応

- 被災地LOMに災害担当者を派遣し被害状況を確認する
- 被災地LOM・近畿地区協議会と連携して被害状況及び支援内容をまとめる

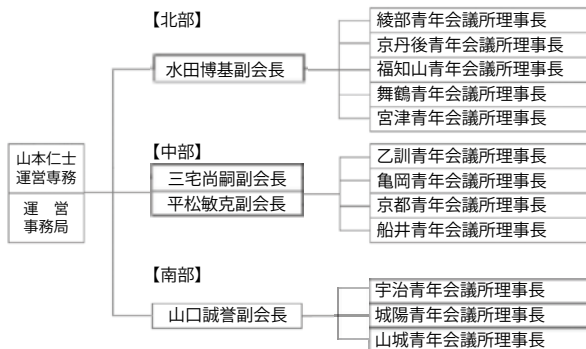
II. 災害時の連絡

【表-3 京都ブロック協議会災害対策本部設置までの連絡網】



- 京都ブロック以外の近畿地区内で災害が発生した場合、近畿地区協議会竹本稔運営専務から張本昌義会長に連絡が来るため、その連絡によりブロック内対応を行う。
- 張本昌義会長の『災害対策本部設置』の判断がなされた際、ブロック内連絡方法は、携帯電話、有線電話もしくはインターネットホームページの災害専用掲示板を用いる。
- 各LOMへの連絡方法は、山本仁士運営専務より各副会長を通じて各LOM理事長に緊急連絡を行う。
- 緊急連絡事項は、以下の通りとする。
 - ①災害状況
 - ②「京都ブロック災害対策本部」が設置された事。
 - ③災害支援登録を積極的に行うよう全メンバーに周知させる事。
 - ④その他、災害対策本部長からの伝達事項。
- 全てのツールが使用不能によって、被災LOMとの連絡が出来ない時であり、甚大な被害が想定出来る時は、近隣のLOM理事長とブロック会長によって連絡を密にし対応を協議する。

【表-4 京都ブロック協議会災害対策本部設置後の連絡網】



- 各LOMにおいて近畿地区以外への災害対応を行うとする時には、担当副会長を通じて山本仁士運営専務に申し出る。

III. 京都ブロック協議会以外の支援活動の種類

災害規模による救援支援活動発動基準

- 救援支援要請が近畿地区内の複数のブロックに及ぶ場合 LEVEL A
- 救援支援要請が複数のLOMに及ぶ場合 LEVEL B
- 救援支援要請が1LOMにとどまる場合 LEVEL C

LEVEL Aの場合

- 現地災害対策本部が近畿地区協議会内に組織編制
 - 近畿地区協議会と連携をとり、京都ブロック協議会内のLOMに支援要請を行う
- LEVEL Bの場合

- 現地災害対策本部が災害担当ブロック協議会内に組織編制
 - 近畿地区協議会と連携をとり、京都ブロック協議会内のLOMに支援要請を行う
- LEVEL C

- 現地災害対策本部が被災地LOM内に組織編制
- 近畿地区協議会と連携をとり、京都ブロック協議会内のLOMに支援要請を行う

JC版災害対策ガイドライン参照

IV. 京都府防災・原子力安全課

- 張本昌義会長は、京都府防災・原子力安全課との情報交換を1年に1回、行わなくてはならない。
- 各LOMは、災害に関する協議を行う事が出来る。
- 京都府防災・原子力安全課の連絡先は、以下の通り。

京都府防災・原子力安全課

京都府庁
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話：075-451-8111（代表）
担当者 西村様
TEL 075-414-4472 FAX 075-414-4477
E-mail bosai@pref.kyoto.lg.jp

V. 災害救援の申し出について

1. 災害救援活動は、被災した住民及び自治体の申し出に応える範囲に留める。
2. 災害救援の申し出は、災害対策本部長であるブロック会長が行う。
3. 災害救援の申し出は災害ボランティアセンターに対して行う
※災害ボランティアセンターとは、災害発生時に災害ボランティアを受け入れることを目的に、社会福祉協議会が中心となり、行政・地域のボランティア団体などで構成される組織。
4. ブロック会長が申し出ようとする自治体が遠隔地で行えない際は、ブロック会長が指名するブロック内理事長が代行できる。
5. 災害救援を申し出る時は、予め準備してある災害支援登録も提出する。
〔LOMの役割について〕及び〔個人の役割について〕参照
6. 災害救援を申し出る際は、被災自治体の担当職員を2名を確定し（社会福祉協議会の担当職員を2名確定し）、京都ブロック協議会災害対策本部との連絡方法を決定する。
7. 災害自治体（災害ボランティアセンター）との連絡方法は、携帯電話・有線電話を用いる。
8. 自治体（被災地）からの救援要請への対応は、京都ブロック協議会公式ホームページを用いて、各LOMに伝達する。

VI. ブロックの役割について

1. ブロック全体会議において、毎年、京都ブロック災害協定の更新を行わなくてはならない。更新とは、ブロック会長と全理事長の署名捺印をもって更新とする。また、その際、ブロック事務局は、マニュアルを作成し各LOMに必要な数を配布しなくてはならない。
2. 平時から、災害発生時の対応について、対策を立てておくよう指導しなければならない。

VII. LOMの役割について

1. 各LOMは、災害が発生した際は、メディアを通じて概略を把握し、京都ブロック協議会公式ホームページを注視してはならない。
2. 各LOMは、予め災害支援登録により支援できる内容を登録しておかなくてはならない。災害支援登録は、京都ブロック協議会公式ホームページ上の災害専用掲示板にて行う。
3. 各LOMは、災害対応委員会によって全メンバーに京都ブロック協議会災害対策本部が設置された事を告知し、京都ブロック協議会公式ホームページを注視し、協力体制を整えるように呼び掛けなくてはならない。
4. 各LOMは、災害時のメンバーの任務分掌について予め決定しておく。
※災害協定第9条：災害協定に調印したLOMは、毎年度総会において災害対応組織を指定しておかなくてはならない。
5. 各LOMの専務理事、災害担当者もしくは渉外担当者は、社会福祉協議会の職員や市町村の災害担当者と常に面識を持ち、災害発生時に即座に連絡が取れるような関係を構築しておく。（参照：京都府内の社会福祉協議会のリスト）

VIII. 会員の役割について

1. 会員は、LOM災害対応委員会からの連絡を受けてから、京都ブロック協議会公式ホームページを注視してはならない。
2. 会員は、予め災害支援登録を行い、災害対策本部からの救援要請に対応する事を旨とする。災害支援登録は、京都ブロック協議会公式ホームページ上にて行う。

IX. ホームページの活用について

1. 京都ブロック協議会災害対策本部が設置されたら、運営専務の指示により総務委員会は京都ブロック協議会公式ホームページの中に災害専用掲示板を直ちに設けなければならない。
2. 京都ブロック協議会公式ホームページの中の「災害対応」というカテゴリー（災害専用掲示板）を用いて、災害支援の連絡を行う。
3. 京都ブロック協議会公式ホームページの中の「災害対応」というカテゴリー（災害専用掲示板）において災害支援登録を行う。
4. 「会議室」には、倫理観を持ち正確な情報のみを掲載しなくてはならない。

X. 引継ぎについて

1. 山本仁土運営専務は、2015年度京都ブロック協議会運営専務に対し、「京都ブロック協議会災害協定」及び「京都ブロック協議会災害マニュアル2014」に関わる一切の引き継ぎを行う。
2. 「京都ブロック協議会災害協定」については、全体会議において年度毎に更新出来る様引継ぎを行う。
3. 「京都ブロック協議会災害マニュアル2014」に準じて、次年度には2015年度版作成を行うよう引継ぎを行う。

XI. 災害協定書

1. 災害協定書

規程編

公益社団法人 日本青年会議所 近畿地区 京都ブロック協議会 会 則

第1章 総 則

第1条 (名称)

本協議会は、公益社団法人日本青年会議所（以下「本会」という）近畿（運営規則別表に定める）地区京都（運営規則別表に定める）ブロック協議会（以下「本協議会」という）と称する。

第2条 (構成)

本協議会は、当該ブロック内に所在する本会会員会議所（以下「会員会議所」という）と本協議会役員、出向者をもって構成する。

第3条 (事務所)

本協議会は、事務所を会長所属の会員会議所内に置く。ただし、特に必要がある場合は、他に事務所を置くことができる。

第4条 (目的)

本協議会は、本会の定款で定める目的達成の為、当該ブロックに所属する会員会議所の意見を総合調整し、青年会議所運動の進展に寄与することを目的とする。

第5条 (事業)

本協議会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1)当該ブロック内に所在する会員会議所相互の情報交換及び連絡調整
- (2)当該ブロック内の地域性に立脚して、ブロック内に所在する会員会議所が共同して取り組むべき広域事業の推進
- (3)本会の目的達成のために必要な事項に関し協議し、当該地区担当常任理事（以下「常任理事」という）を通じ、本会理事会（以下「理事会」という）に対する意見具申
- (4)本会の政策に基づく広域政策の策定と広域運動の展開
- (5)本会ブロック会長会議において討議する議案についての意見統一並びに意見具申
- (6)他のブロック協議会との情報交換
- (7)その他、本協議会の目的の達成に必要な事業

第2章 役 員

第6条 (役員)

本協議会の役員は、次の通りとする。

会 長	1人
直前会長	1人
副 会 長	9人以内
議長・委員長	12人以内
運営専務	1人
事務局長	1人
財政局長	1人
監査担当役員	2人以上4人以内

2. 本協議会は、前項に定めるもののほか、役員として3人以内の顧問を置くことができる。
3. 役員の数第1項及び第2項以外には定めのないものとする。
4. 本協議会の役員は、本協議会を構成する会員会議所の正会員でなければならない。ただし、直前会長はこの限りではない。
5. 会長は、第7条第1項により次年度会長が選出された後、ただちに次年度役員の人数について、地区協議会役員会議に上程し承認を得る。

第7条 (役員を選任及び解任)

本協議会は、ブロック内に所在する会員会議所により本会定款（以下「定款」という）第34条の議決権を基準として、会員会議所会議において次年度の会長1人を選出し、次年度会頭内定日から7月末日までに、本会会頭に推薦する。

2. 直前会長は、前年度の会長が就任する。
3. 副会長、議長、委員長、運営専務、事務局長及び財政局長は、会長の指名により会員会議所会議において選任する。
4. 監査担当役員は、会員会議所会議において選任する。
5. 顧問を置く場合は、会員会議所会議において選任する。
6. 会長を除くその他の役員にあっては、会員会議所会議の議決により解任される。
7. 会長は本会理事会の議決により解任される。

第8条 (役員の仕事)

会長は、本会定款（以下「定款」という）及び運営規則に基づき、次の職務を行う。

- (1)本協議会を代表して業務を執行する。
- (2)ブロック会員会議所会議及び役員会議を招集し、かつ議長となり、会議の運営にあたる。
- (3)本会当該年度の指針を直接会員会議所に伝えるための当該ブロック内会員会議所への公式訪問の実施及び公式訪問報告書の作成並びに報告書の地区協議会を通じて理事会への報告を行う。
- (4)本協議会の当該年度の予算及び事業計画の立案と、実施した結果の報告
- (5)地区を担当する常任理事を地区協議会副会長として補佐し、担当するブロック協議会における本会の業務を統轄する。
- (6)ブロック内に会員会議所を新設し本会への入会を希望するものがある場合は、必要に応じて調査を行い申書を会長を通じ地区協議会へ提出する。また、当該ブロック内会員会議所の統廃合、名称の変更についても必要に応じて調査を行い申書を会長を通じ地区協議会へ提出する。
2. 直前会長は、当該年度の事業報告及び会計報告を行うほか、本協議会の諸会議において意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 議長・委員長は、担当する会議・委員会を招集、主宰し、本協議会の目的達成に必要な事業の推進にあたる。
5. 運営専務は、会長及び副会長を補佐し、業務を統轄する。
6. 事務局長は、運営専務を補佐し、業務を処理するとともに事務局を統轄する。
7. 財政局長は、運営専務を補佐し、会計業務を統轄する。
8. 監査担当役員は、本会監事の指導に従い、業務の執行及び会計の状況を監査するほか、本協議会の諸会議において意見を述べなければならない。ただし、議決権を有しない。
9. 顧問は、本協議会の諸会議において意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

第9条 (役員の仕事)

- 役員の仕事は、毎年1月1日より同年12月31日までとする。
2. 役員の仕事に欠員が生じた場合には、補充選出することができる。
3. 前項によって選出された者の任期は、前任者の残存期間とする。

第3章 会 議

第10条 (会員会議所会議)

本協議会は、会員会議所会議を設置する。

2. 会員会議所会議は、ブロック内会員会議所理事長をもって構成する。
3. 第6条の役員は、会員会議所会議に出席して意見を述べることができる。
4. 会員会議所会議は、別に定めるほか、次の事項を議決する。
 - (1)会長を除く役員の選任及び解任
 - (2)その他、本協議会の運営に関する重要な事項
5. 会員会議所会議は、別に定めるほか、次の事項を担当する地区協議会に上程する為の議決をする。
 - (1)諸規程の制定及び変更
 - (2)付加金基準の決定及び変更
 - (3)年間事業計画及び年間収支予算の決定及び変更
 - (4)年間事業報告及び年間会計報告の承認
 - (5)その他、本協議会の運営に関する重要な事項

第11条（開催、招集）

- 会員会議所会議は、定例会員会議所会議（以下「定例会議」という）と臨時会員会議所会議（以下「臨時会議」という）とし、会長がこれを招集する。
2. 第5条(1)、(3)、(4)項の事業を達成するための定例会議を毎年6回以上開催する。前記の会議開催方法について当該地区担当常任理事の承認を受け、エリア会議等として開催することができる。
 3. 臨時会議は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1)会長が必要と認めるとき
 - (2)3分の1以上の会員会議所より招集の請求がなされたとき
 - (3)監査担当役員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
 4. 前項第2号及び第3号の規定による臨時会議は、その請求を受けた日より30日以内に、会長は招集の手続きをしなければならない。

第12条（議長）

- 会員会議所会議の議長は、会長又は会長の指名した者がこれにあたる。
2. 前条第3項第3号に基づく臨時会議を開催した場合は、出席会員会議所の正会員のうちから議長を選出する。

第13条（議決）

- 会員会議所会議の議決権数は、会員会議所各1個とする。
2. 会員会議所会議は、会員会議所の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は別に定めるほか、出席会員会議所の過半数をもって決する。
 3. 会員会議所の理事長は、委任状により、当該会員会議所の正会員を代理人として会員会議所会議に出席させ、議決権を行使することができる。

第14条（役員会議）

- 本協議会は、その運営を円滑に行うために第6条の役員をもって構成する役員会議を置く。
2. 役員会議は、必要に応じて会長が招集する。
 3. 役員会議は、次の事項を議決する。
 - (1)会員会議所会議の議決した事項の執行に関すること
 - (2)会員会議所会議に提出すべき議題
 - (3)その他、本協議会の運営を円滑に行うために必要な事項
 4. 役員会議は、議決権を有する役員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は、議決権を有する出席役員の過半数をもって決する。
 5. 役員は、他の者に役員会議への出席及び議決権の行使を、委任することができない。

第15条（会議・委員会）

本協議会は、第5条の事業の推進及び会務の運営のために必要な会議・委員会を置く。

2. 会議・委員会の設置及び委員の選任は、会員会議所会議において行う。

第4章 会 計

第16条（会計）

本協議会の会計については、公益法人会計に準拠した運営を行い、その予算及び決算は地区協議会を通じ理事会に報告し、承認を得なければならない。

2. 本協議会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。
 - (1)本会からの補助金
 - (2)ブロック内会員会議所からの付加金
 - (3)その他の収入
3. 前項第2号に定める付加金の徴収は、本会が行う。
4. 付加金は、毎年2月末日までに納入するものとする。

第17条（事業年度）

本協議会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第5章 会則の変更

第18条（会則の変更）

本協議会の会則の変更は、本会理事会が行い、ブロック協議会は変更することができない。

第19条（運営規程の制定、変更）

本協議会の目的を達成するため及び運営の円滑化を図るために運営規程を制定することができる。

2. 運営規程の制定及び変更は、本会担当委員会との協議の上、会員会議所会議において構成員の3分の2以上の多数によって議決され、地区内会員会議所会議の議決を得たのち地区協議会を通じて理事会に上程され、理事会の承認を経て、これを制定及び変更する。

第20条（諸規程の制定、変更）

前条以外の諸規程の制定もしくは変更を行った場合は、その結果を地区協議会を通じて本会担当委員会及び理事会に報告しなければならない。

第6章 補 則

第21条（補則）

本会則に定めのない事項については、本会の定款、規則、規程及び細則を準用することとし、準用すべき規定がない場合は、会員会議所会議において議決するものとする。

附 則

この会則は、一般社団及び財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

平成16年9月18日制定

平成20年10月2日改正

平成21年1月1日改正

平成22年6月19日改正

公益社団法人 日本青年会議所 京都ブロック協議会
運 営 規 程

第1条 (目的)

会則第19条の規定に基づき、公益社団法人日本青年会議所京都ブロック協議会(以下「本協議会」という)運営規程を定める。

2. 本規程は、会則に定める目的を達成するために、本協議会の運営の原則を定め、その円滑化を図ることを目的とする。

第2条 (会員会議所会議)

本協議会は、会則に定める会員会議所会議を年6回以上開催する。

第3条 (役員会議)

本協議会は、会則に定める役員会議を年6回以上開催する。

第4条 (会議・委員会)

会議・委員会は、会員会議所会議にて審議された事業計画を実施するため及び会則に定める目的を達成するために適時開催する。

2. 会議・委員会を開催した場合、出席者、会場名、日時、議事等を記載した議事録を作成し委員会終了後速やかに運営専務に提出し事務局にて保管する。

第5条 (ブロック大会)

本協議会は、必要に応じてブロック大会を開催することができる。

2. 開催に関する詳細については、細則にこれを定める。

第6条 (会費)

本協議会は、会費を次の通りとしこれ以外は徴収しない。

- 1) 基本金 会員会議所各30,000円
- 2) 付加金 7,000円を1月1日現在の正会員数に乗じた額とする。
2. 1月2日から6月30日までに正会員の入会者があった場合は、その人数に前項(2)に準じて付加金の算出を行い7月末日までに納入を行う。
3. 前項を除き会費は毎年2月末日までに納入しなければならない。

第7条 (補足)

本規程に定めのない事項については、公益社団法人日本青年会議所の定款、規則、規程及び細則を準用することとし、準用すべき規定がない場合は、役員会議において議決するものとする。

附 則

この規程の変更規定は平成24年7月20日から施行する。

平成16年	9月18日	制定
平成16年	12月3日	改正
平成19年	10月20日	改正
平成21年	6月20日	改正
平成22年	6月19日	改正
平成24年	7月20日	改正

公益社団法人 日本青年会議所
ブロック会長候補者選出に関する規程

第1章 総 則

第1条

本規程は、公益社団法人日本青年会議所ブロック会長候補者(以下、会長候補者という)選出に関する事項を定める。

第2章 選挙管理委員会

第2条

本規程に関する会務を処理するために選挙管理委員会(以下、管理委員会という)を置く。

第3条

管理委員会は、当該年度会長(以下、会長という)が協議会内会員会議所(以下、会員会議所という)より、当該年度日本青年会議所本会(以下、本会という)・地区協議会・ブロック協議会の役員及び理事長を除いた正会員の中より指名し、会員会議所会議の承認を得て選任された選挙管理委員(以下、委員という)3名以上をもって構成する。

2. 会長は、当該年度3月末日までに、前項の委員を指名し会員会議所会議の承認を得なければならない。

第4条

委員の互選により選挙管理委員長(以下、委員長という)を1名置く。

2. 委員長は、管理委員会の会務をまとめ、委員会を代表して、役員会議及び会員会議所会議に出席し、会長候補者選出に関する事項につき報告及び意見を述べることができる。

3. 委員長は、委員の中より副委員長1名を指名する。

4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故等職務を遂行できない場合はその職務を代行する。

第5条

委員の任期は、会員会議所会議において承認を受けた日からその年の12月末日までとする。

第6条

管理委員会は、本規程第15条、第16条、及び第18条に規定する指定事項につき会議の議決を経て、これらを5月15日までに会長候補者選挙(以下、選挙という)における選挙権を有する会員会議所に通知しなければならない。

第7条

選挙に関して管理委員会の発する通知は、すべて委員長の名義をもって作成する。

第3章 有権会議所

第8条

当該年度4月末日までに当該年度の会費を完納した会員会議所(以下、有権会議所という)は、当該年度の選挙における選挙権を有する。

2. 有権会議所は、選挙権の行使にあたり、当該年度1月1日の正会員数を基準とし、本会定款第43条に定める議決権数と同数の票数を有する。ただし、1月2日以降4月末日までに承認された会員会議所については入会時の正会員を基準とする。

第9条

管理委員会は、当該年度1月1日現在における有権会議所の正会員数及び票数を記載した名簿（以下、有権会議所名簿という）を作成し、5月15日までに有権会議所に通知しなければならない。

第10条

前条の有権会議所名簿に記載されている正会員数及び票数に異議のある有権会議所は、それが他の会員会議所に関するものであると否とを問わず、5月末日までに管理委員会に対して書面により異議の申立てを行うことができる。

2. 管理委員会を、前項の申立てを受けたときは速やかにこれを審議し、裁定の結果を異議申立てをした有権会議所に発信しなければならない。
3. 異議申立てのない場合は5月末日の経過をもって、異議申立てのなされた場合は、前項の発信をもって有権会議所名簿は確定するものとする。

第4章 立候補者

第11条

有権会議所の正会員中、次に該当するものは、選挙における被選挙権を有する。

- (1) 有権会議所 理事長及び経験者
- (2) 公益社団法人日本青年会議所 本会役員・議長・委員長及び経験者
2. 前項、被選挙権の有資格者による立候補者がなき場合、当該年度会長が適格であると認められた者は被選挙権を有する。

第12条

被選挙権を有するものは、その所属有権会議所理事長の推薦を得ることで、立候補者となることができる。

2. 立候補者を推薦した所属有権会議所理事長は、選挙管理委員会の指定する期日までに次の書類を添付して選挙管理委員会に立候補の届出をしなければならない。
 - (1) 立候補者の氏名・経歴書及び会員会議所・出向における経歴書
 - (2) 立候補者に対する立候補承認書
 - (3) その他管理委員会において指定する書類

第13条

管理委員会は、立候補者につき第11条及び第12条に基づく資格審査を行い、資格を有する立候補者については、第12条2項の記載内容を速やかに有権会議所に対し告示しなければならない。

第14条

第12条2項に規定する日までに立候補者の届出がない場合は、役員会議が1人の立候補者を推薦するものとする。

2. 前項において役員会議の推薦を受けた立候補者の所属する有権会議所理事長は、管理委員会の指定する期日までに第12条2項に定められた書類を管理委員会に提出しなければならない。

第5章 選挙運動

第15条

管理委員会は、立候補締切日より投票日までの間の相当期間を選挙運動期間と指定する。

2. 期間外運動は一切これを行ってはならない。

第16条

選挙運動に使用できるものは、管理委員会において指定するもののみとする。

第17条

立候補者及びこれを支持する会員会議所が選挙運動を行うに際しては、青年会議所目的、綱領に則り、名誉を重んじ、節度ある行動をとらなければならない。

第6章 投票及び開票

第18条

投票及び開票は7月末日までに行うものとし、その日時、場所並びに方法及び投票用紙については、管理委員会がこれを指定する。

第19条

やむを得ない理由により投票日に直接投票できない有権会議所は、管理委員会の定める方法によって、不在者投票をすることができる。但し、決選投票の場合は不在投票を認めない。

第20条

有権会議所理事長は、第5章の各条のいずれかに明らかに違反するものと思われる事実については、管理委員会に文書で申立てを行うことができる。

2. 管理委員会は、事実関係を調査のうえ、それが明らかな違反に該当すると判断したときは、会長に役員会議の招集を要請しなければならない。
3. 会長は投票に先立ち管理委員会の要請を受けて、その都度役員会議を招集する。
4. 役員会議は、立候補者中第5章の各条のいずれかに明らかに違反するものと認定した場合は、その立候補者資格を喪失させるものとする。ただし、その決議は会長が有権会議所を招集し、当該立候補者に弁明の機会を与えたうえ、有権会議所3分の2以上の票数をもってこれをなす。

第21条

投票及び開票に際しては、3人以上の立会人を置く。立会人は会員会議所正会員より管理委員会が指名する。

第7章 会長候補者の決定

第22条

有効投票の最多数を得た者が当選者となる。

2. 最多得票者が有効投票数の過半数を得ない場合には、同点者又は次点者と決選投票を行い、その多数票を得た者が当選者となる。
3. 次点者が複数の場合には、あらかじめ次点者同士で決選投票を行い、次点者1人を定める。

第23条

第12条2項に規定する日までの立候補者が1人みの場合、もしくは第14条による場合は、第11条及び第12条に基づく資格審査及び会員会議所会議の承認のうえ、投票を行わず各該当者が当選者となる。

第24条

当選者が決定したときは、管理委員会は直ちにその旨並びに当選者氏名及びその所属会員会議所を各会員会議所に通知するものとする。

2. 会長は会員会議所会議において当選者を報告し、会員会議所は当選者の確認をする。
3. ただし第23条による当選者の場合はその限りではない。

公益社団法人 日本青年会議所 近畿地区 京都ブロック協議会 災害時における救援相互運営規程

第25条

当選者決定後12月31日までの間に、当選者が事故など諸般の事情により会長候補者となることができなくなった場合には、次点者が当選者となる。

2. 前項の当選者がなき場合は、役員会議が1人の立候補者を推薦し、管理委員会による第11条及び第12条に基づく資格審査を経て、会員会議所会議の承認のうえ当選者となる。

第26条

第25条に該当する場合、管理委員会は直ちにその旨並びに新たな当選者氏名及びその所属会員会議所を各会員会議所に通知するものとする。

第27条

当選者は会長候補者となり、ブロック協議会会則第7条に則り、次年度会頭内定日から当該年度7月末日までに、本会会頭に推薦される。

第8章 細 目

第28条

本規程に定めるもののほか、会長候補者選出に関して必要な事項は役員会議において定める。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

第1条 (名称)

本組織は、公益社団法人日本青年会議所近畿地区京都ブロック協議会災害支援ネットワーク(以下、J C京都ブロック災害支援ネットワーク)と称する。

第2条 (目的)

本規定は、日常における危機管理の啓発と災害発生時等における相互支援の円滑化を推進する事を目的とする。

第3条 (構成)

J C京都ブロック災害支援ネットワークは京都ブロック協議会役員とブロック内会員会議所をもって構成する。

第4条 (役員を選任)

1. 京都ブロック協議会会長はJ C京都ブロック災害支援ネットワーク会長に就任する。
2. J C京都ブロック災害支援ネットワーク会長の任命により、京都ブロック協議会会員会議所理事長及び会務系副会長はJ C京都ブロック災害支援ネットワーク副会長に就任する。(副会長の人選、エリア分け等ブロックの内情に応じ変更)
3. J C京都ブロック災害支援ネットワーク役員の内情については、当該年度の前年度の京都ブロック協議会会員会議所会議にて報告をしなければならない。

第5条 (役員の内情)

役員の内情は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第6条 (事務局)

1. J C京都ブロック災害支援ネットワーク事務局は、京都ブロック協議会事務局内に置く。また京都ブロック協議会事務局長と同事務局員を兼任する。J C京都ブロック災害支援ネットワーク担当委員会が存在する場合には、連携して職務にあたるものとする。
2. 京都ブロック協議会事務局が役割を遂行することが困難な場合には、J C京都ブロック災害支援ネットワーク会長と協議の上、適切な場所に事務局を設ける。

第7条 (J C京都ブロック災害支援ネットワークの発動)

1. 京都ブロック内の地域で災害等が発生したとき、J C京都ブロック災害支援ネットワーク会長が必要と認めた場合、J C京都ブロック災害支援ネットワークを発動し、本部を設立する。(順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる)
2. 1項と同時に、被災地域の理事長は現地対策本部を、J C京都ブロック災害支援ネットワーク担当副会長は情報支援本部をそれぞれ設立する。(順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる)
3. 京都ブロック外の地域で災害等が発生したとき、J C京都ブロック災害支援ネットワーク会長が必要と認めた場合、J C京都ブロック災害支援ネットワークを発動し、本部を設立する。(順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる)
4. 3項と同時に、J C京都ブロック災害支援ネットワーク担当副会長は情報支援本部を設立する。(順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる)
5. J C京都ブロック災害支援ネットワーク会長が1項及び3項を遂行することが困難な場合、J C京都ブロック災害支援ネットワーク担当副会長が代行してこれを行う。(順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる)
6. 本部は西暦表示と具体的な命名をもち称する。(順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる)

公益社団法人 日本青年会議所 近畿地区 京都ブロック協議会 褒 賞 規 程

第1条 (目 的)

本規程は、青年会議所運動に貢献した会員会議所の名誉をたたえて褒賞し、青年会議所運動の発展に資することを目的とする。

第2条 (褒賞の種類)

褒賞は、最優秀賞（グランプリ）及び優秀賞（準グランプリ）とする。尚、特別賞を設けることができる。

第3条 (褒賞委員会)

褒賞に関する事項を担当するため、褒賞委員会（以下本委員会という）を置く。

2. 本委員会は会長が毎年1月末日迄にブロック内会員会議所会員中、次の5名の委員を指名するものとし、その委員をもって構成する。

副会長（褒賞に関する事項を担当）

運営専務

その他の役員より3名

3. 本委員会の委員長は前項第1号とし、委員長は委員会を代表しその会務を総括するほか、ブロック内会員会議所に対して褒賞に関する告示を行い、申請書の提出を促す。

4. 本委員会は申請書類の審査の上、会員会議所会議に審査の内容及び結果を報告しなければならない。

5. 本委員会の議決は出席議員の過半数で決定する。可否同数の場合は委員長がこれに決定する。

6. 本規程で定めるもののほか、本委員会の運営に必要な事項は本委員会が定める。

第4条 (申請の手続き)

本委員会は、当該年度の褒賞申請要綱を定める。

2. 褒賞申請要綱には、褒賞の種類、及び数、対象となる事業、申請手続及び審査の基準その他必要な事項を定める。

第5条 (審査及び決定)

褒賞は本委員会が審査選考し決定する。

2. 委員長は決定に先立ち会長に意見を求めなければならない。

第6条 (褒賞の授与)

褒賞の授与は本委員会の決定に基づき、会長によって行う。

附 則

本褒賞規程は、平成22年8月21日より施行する。

昭和46年 1月 1日制定

昭和50年 6月 9日改正

昭和56年10月26日改正

昭和62年 7月 4日改正

平成 2年10月 1日改正

平成13年10月 6日改正

平成17年10月 8日改正

平成22年 8月21日改正

7. J C京都ブロック災害支援ネットワークが発動され、本部が設立された後、その旨を京都ブロック協議会役員会議にて報告をしなければならない。

第8条 (本部役員の選任)

1. J C京都ブロック災害支援ネットワーク会長は原則として本部長に就任する。
2. 本部長はJ C京都ブロック災害支援ネットワーク副会長より副本部長、支援情報本部長、現地対策本部長を任命する。(順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる)
3. 本部長は必要に応じて、他の本部役員を任命することが出来る。(順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる)
4. 第7条3項でJ C京都ブロック災害支援ネットワーク会長を代行したJ C京都ブロック災害支援ネットワーク副会長は暫定の本部長となるが、その任期はJ C京都ブロック災害支援ネットワーク会長が本部長への就任が可能になるまで、若しくは、目的達成と判断された場合、または解散するまでとする。(順序やエリア分け等各ブロックの内情に順ずる)

第9条 (本部役員の職務)

1. 本部長は、本部を統括し公益社団法人日本青年会議所近畿地区協議会との連携を図る。
2. 副本部長は、本部長を補佐する。
3. 現地対策本部長は、現地対策本部を統括し、被災地と現地対策本部の調整をはかり支援情報本部に報告する。
4. 支援情報本部長は、支援情報本部を統括し、本部と現地対策本部との情報の受発信を行い支援情報の管理を行う。
5. 本部役員はJ C京都ブロック災害時における救援相互運営マニュアルに準じて活動を行うものとする。

第10条 (解散)

本部長は本部役員と協議の上、目的達成と判断された場合、または解散を必要とする場合、京都ブロック協議会役員会議の承認を得て本部を解散することができる。但し、被災状況により本部の継続が必要とされる場合、第5条の役員の任期にかかわらず継続して本部を設置することが出来る。

第11条 (継続)

J C京都ブロック災害支援ネットワークは公益社団法人日本青年会議所近畿地区京都ブロック協議会が存在する限り、継続して行うものとする。

(付 則)

平成22年10月16日 施行

平成24年 7月20日 改正

公益社団法人 日本青年会議所 近畿地区 京都ブロック協議会
目的預金運用規程

第1条

京都ブロック協議会は周年等の事業のために目的預金を設けることができる。

第2条

京都ブロック協議会目的預金（以下周年積立金と称する）とは、余剰金、寄付金その他の収入より積み立てたものをいう。

第3条

周年積立金の運営は会員会議所会議の決定によるものとし、その結果はブロック会長がブロック会員大会で報告する。

第4条

周年積立金は次の各号に掲げる場合を除いて、第1条に定められた目的以外に使ってはならない。但し、周年積立金から生じた果実については、これを経常費として運用することを妨げない。

経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該諸不足額をうめるための財源に充てるとき。

災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。

緊急に実施することが必要となった大規模な事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

附 則

本規程は平成22年8月21日から発効するものとする。

昭和53年10月 1日制定

昭和63年 8月23日改正

平成14年10月 5日改正

平成22年 8月21日改正

公益社団法人 日本青年会議所 近畿地区 京都ブロック協議会
災害時における救援相互運営規程及び災害協定

《前 文》

我々は、青年会議所運動を通じて、明るい豊かな社会を築くために行動している。我々が標榜する明るい豊かな社会も経済発展・社会保障の充実など時を重ねる中で、経済的豊かさから精神的豊かさが重視される時代となった。

一定の経済的豊かさの中においても自然災害は、回避し難い現象であり大きな脅威である。全国から大規模自然災害が頻繁に報告される中で、京都ブロック協議会エリアにおいてもその危険性が指摘されている。

我々は、ここに「京都ブロック災害協定」を締結し、自然災害への備え、復旧作業、救援物資支援等を通して地域相互連携を目指すものである。

第1条【目的】

この協定は、災害発生時において、公益社団法人日本青年会議所京都ブロック協議会（以下「ブロック」と表記）の青年会議所が協力して災害支援および救援活動を行うことを目的とする。

第2条【権限】

災害協定の実行は、災害発生後速やかに公益社団法人日本青年会議所京都ブロック協議会会長（以下「ブロック会長」という）が決定する。

第3条【期限】

公益社団法人日本青年会議所京都ブロック協議会災害協定（以下「災害協定」と表記）の期限は、永年とする。

第4条【事務局の設置と解散】

長期にわたる災害、大規模な災害であるとブロック会長が判断した場合、自分自身が所属するLOM事務局に「青年会議所京都ブロック協議会災害対策本部」（以下「災害対策本部」と表記）を設置する事が出来る。また、ブロック会長が所属するLOMエリアが被災した場合は、正副会長で協議し、別のLOMに対策本部を設置する事が出来る。また、事態の終息を見極めブロック会長が災害対策本部を解散する。

第5条【災害対策本部事務局スタッフの指定】

災害対策本部事務局のスタッフは、ブロック会長が指名する。

第6条【災害救援の申し出】

ブロック会長は、自分自身若しくは本協定を結んだ青年会議所理事長を代理人として京都府及び被災市町村に対し、災害協定を活用し、救援活動を行う事を申し出なくてはならない。また、それらの地方公共団体からの要請に基づき第2条に定めた権限を行使する。

第7条【努力義務】

第2条及び第6条に基づき、ブロック会長の行う如何なる協力要請においても、災害協定に調印した青年会議所は、全力を傾注し努力する義務を負う。

第8条【義援金】

ブロック会長が災害協定を用いて義援金を募る場合は、法令に基づき行い、災害対策本部として集約し、取り扱いをブロック会長が決定する。

第9条【LOM内体制】

災害協定に調印したLOMは、毎年度総会において災害対応組織を指定しておかなくてはならない。

第10条 [ブロック外災害について]

ブロック外での災害においては、ブロック会長及びブロック事務局が率先して日本青年会議所、当該地区・ブロック・LOMと連携を図りつつ適宜対応を行う。

第11条 [適用]

本災害協定は、締結した日より効力を持つ。

第12条 [マニュアル]

本協定の実行に当たっては、毎年度作成する京都ブロック協議会災害マニュアルを用いて行われる。

第13条 [改正]

本災害協定の改正を行おうとする時は、京都ブロック協議会会員会議所会議において3分の2の議決によって行う事が出来る。

公益社団法人 日本青年会議所 近畿地区
京都ブロック協議会

2014年度

基本資料

発行／平成26年1月1日

編集発行／公益社団法人 日本青年会議所
近畿地区 京都ブロック協議会

事務局／〒621-0033 亀岡市種田野町佐伯大日堂17

TEL 0771-24-0061 FAX 0771-24-6701